令和4年度政務活動費収支報告書

令和5年5月1日

山形県議会議長

殿

議員氏名

渡辺 ゆり子



1 収支の状況

(単位:円)

	項	目	金額
収入	政務活動費	(1)	3, 360, 000
	調査研究費		6, 284
	研修費		
	広聴広報費		592, 009
	要請陳情等活動預	*	
支	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費		12, 540
出	事務所費		
	事務費		
	人件費		933, 231
	支出合計	(2)	1, 544, 064
死	条 (① -	②)	1, 815, 936

2 事業実施内容

	経		費		事業実施內容
部	查	研	究	費	1)2022年8月豪雨被害等に関する調査 2)インボイス制度導入の影響調査 3)保育士配置の現状を把握するため、山形市への行政文書公開請求を行い、保育士の配置状況を分析する。 4)過労死等防止対策推進シンポジウム参加 5)統一協会(世界平和統一家庭連合)の裁判例に関する調査 6)行政の情報収集と以下の課題抽出 インターネット等を利用し、日常的に行政動向の把握を行い、 定例会中は県予算分析、議案に関する資料収集する
研		修		費	
広	報	公	聴	費	調査報告と意見収集のため県政報告「渡辺ゆり子の県政報告」を発行し、印刷・新聞折込を行う。
要活	望	陳動	情	等費	
会		議		費	

3 事業の成果等

事業項目 (目的)		事業	の成果	等
李来来自(日刊			<u> </u>	८ च
5				
ET 冬氏	Dil 4rt			
別紙	別紙			
W				
				_
	!			

3 事業の成果等

【調査研究費】

1) 2022 年 8 月豪雨被害等に関する調査

【事業の成果等】

詳細は領収書等添付票(整理番号19)に添付

2) インボイス制度導入の影響調査

【事業の成果等】

詳細は領収書等添付票(整理番号 16)に添付

3) 保育士配置の現状を把握するため、山形市への行政文書公開請求を行い、保育士の配置状況を分析する。関連経費は領収書等添付票(整理番号 20、30)

【事業の成果等】

分析の結果、多くの保育所で配置基準よりも多く保育士が配置されていることが分かった。2022 年 11 月7日厚生環境常任委員会で「実際は配置基準よりも大幅に多い人数を配置しなければ、保育を行えない状況にある。保育士の給与水準の話にもかかわってくるが、そのような実態を県は把握しているのか」との質問に結び付いた。

4) 過労死等防止対策推進シンポジウム参加

【事業の成果等】

詳細は領収書等添付票(整理番号 29)に添付に添付

5)統一協会(世界平和統一家庭連合)の裁判例に関する調査

【事業の成果等】

県立図書館で裁判例を探し、9月定例会一般質問での参考資料とした。

6) 行政の情報収集と以下の課題抽出

インターネット等を利用し、日常的に行政動向の把握を行い、定例会中は県予算分析、議案に関する資料収集する

【事業の成果等】

インターネット等を利用し、日常的に行政動向の把握を行い、定例会中は県予算 分析、議案に関する資料収集することにより、本会議での討論内容に反映し、県 への提案や見解に結びついた(下記参照)。

(本会議での討論に反映した事例)

○2023年3月15日議決

請願 23 号「選択的夫婦別姓導入を求める意見書の提出について」の継続審査に対 する反対討論

(見解として取りまとめた例)

○「2022年6月定例会などについての見解」としてまとめとしてまとめ、7月23日

に公表した。(別紙参照)

- ○「2022 年 9 月定例会などについての見解」としてまとめ、10 月 21 日に公表した。 (別紙参照)
- 「12 月定例会などについての見解」としてまとめ、12 月 27 日に公表した。 (別 紙参照)
- ○2023 年度の山形県一般会計当初予算などを分析し、「2023 年 2 月定例会などについての見解」としてまとめ、3 月 22 日に公表した。(別紙参照)

(県への提案に結びついた例)

- ○7月に新型コロナ感染症の陽性者が急増し、過去最大を記録した。新型コロナ感染拡大抑止に関する緊急要望を、7月25日県に要望を行った。(別紙参照)
- ○「統一協会等への対応に関わる要請書」としてまとめ、9月6日に県に要請するに 至った。(別紙参照)
- ○2023 年度の県政施策の課題として「2023年度 県政運営に関する提案・要望新型コロナ対策に関連した緊急要望」としてまとめ、1月20日、県に提案を行うに至った。(別紙参照)

(県議会への意見に結びついた例)

○「『令和5年度 政府の施策等に対する提案』(原案)」について 意見を4月28日、県議会議長に提出した。

【広報費】

調査報告と意見収集のため県政報告「渡辺ゆり子の県政報告」を発行し、印刷・新聞折込を行う。

【事業の成果等】

県政報告を1回発行した。発行枚数は以下の通り。 県政報告 2022年12月 No.25 65,150枚 発行

県政報告を読んだ県民から

- ・福祉灯油は助かったが電気代も高くなった。何とかしてほしい。
- ・保育士さんの配置、学校で少人数学級進めているのに時代遅れ。早くやってほしい。

等の声が寄せられた。

2022年6月定例会などについての見解

日本共産党山形県議団 団長 渡辺ゆり子 関 徹

2022 年度 6 月補正予算が全会一致で可決・成立しました。日本共産党県議団は、補正予算を含むすべての議案に賛成しました。県民に対する説明責任を果たす立場から見解を表明します。

定例会では、新型コロナ対策、物価高騰対策は最重要テーマでした。共産党県議団の関県議が予算特別委員会質問で、「保育士の配置基準の改善」「看護師の養成数の拡大」「水田活用の交付金見直し」「食料自給率引き上げへの農政の転換」「学校におけるジェンダーフリー」「憲法の平和主義」について県民要求実現の政策を提起して論戦を展開しました。

代表質問で自民党会派は「憲法改正」について取り上げ「憲法に緊急事態条項を明記すべき」と改憲を主張しました。

(1) 2022 年度6月補正予算について

① 県 2022 年度 6 月補正予算には、原油価格・物価高騰対策関連が計上されました。山形 県は、国から約 55 億円配分が予定され、そのうち約 44 億円を活用する方針です。

内訳は、原油・物価高騰の影響を受ける事業者への給付金(県内法人(10 万円)・個人事業主(5 万円))に約 21 億円。県内貨物運送事業者(6 万円/トラック 1.1 万台)に助成に 6 億 7 千万円。これらは、困窮する事業者への直接支援として意義のある施策と考えます。

県議団には県内業者から「1か月前の見積もりでも、物価高騰で施行時に赤字になってしまう」などガソリンをはじめとした物価高騰の影響を受けている声が聞かれます。事業について業者から期待の声とともに「申請をできるたけ簡単に」との意見が複数寄せられています。零細事業でも容易に申請できる制度が望まれます。

県民生活向けには、県産米を、生活困窮者(3500世帯)・低所得者子育て世帯(8200世帯)・ 県内外の学生に提供します。あわせて約2億円の予算が組まれました。県産米の提供は、昨 年度に続く実施です。

学費・生活費を稼がなければならない学生が多数となっている中で、物価が高騰し、ボランティアの食料支援を利用した県内学生からも「物の値段が上がり、生活に苦しい」などの声が寄せられていました。

コロナ禍で、コメの在庫が積み上がり、米価下落が広がるなか、農業支援策としても意義 ある対策と考えます。

② 一方で、高齢者には物価高騰にもかかわらず、政府は冷たい風を吹かせています。

6月から年金の削減が実施されました。国民年金で年3,108円、厚生年金(夫婦2人分)で年10,836円(厚生労働省が示す標準的な例)の減額です。また、今年度から後期高齢者医療保険料が引き上げられ、10月には、窓口負担も2倍化が予定されています。ダブルトリプルパンチです。高齢者から「物価が上がっているのに年金を減らすとはひどい」との声が届いています。

高齢者いじめの国政を変えなければなりませんが、県としても、福祉灯油助成の拡充や、 物価高騰に苦しむ高齢者への更なる支援が必要であると考えます。

③ 県は物価高騰による学校給食への支援を予算化しました。

内容は、県立学校の食材費購入費の上昇分や、県産水産物を学校給食に無償提供するものです。支援額は決して大きなものではありませんが、その方向性を評価するものです。

5月26日、新日本婦人の会山形県本部から「諸物価高騰の深刻な影響を受ける学校給食への公的援助を急ぎ、子どもたちの成長を保障してください」との要望が県に出され、県議団も同席しました。要望では食材費が高騰し、給食の質が低下しないかとの不安が出されています。

全国では、小中学校両方で無償化している自治体は 76 (2017 年文科省調査) あり、群馬県では、35 自治体中 29 自治体で何らかの給食費支援を行い、14 自治体で完全無償を行っています。山形県内では・・・です。

2017 年、関県議は県に「無償化・軽減などに取り組む市町村への支援を」と質問で求めましたが、県は「県内市町村の取り組み状況を把握し、今後の政府の動向を注視したい」と答弁にとどまっていました。

そもそも義務教育の給食費については、憲法 26 条で「義務教育の無償化」を定めています。1951 年参院文部委員会で「義務教育の無償化」の範囲を問われた政府は「現在は授業料だが、その他に教科書と学用品、学校給食、できれば交通費も支給したい」と答弁しています。

国が憲法に則って施策の抜本的改善をおこなう事が求められますが、山形県も「子育てするなら山形県」にふさわしく、給食費の無償化・軽減に取り組むよう求めていきます。

物価高騰は食料品、水光熱費など生活必需品を中心に、あらゆる品目に及び、低所得層ほど影響を受けていると指摘されています。物価上昇による家計の負担は、年収200万円以下の層では年収比で4.3%増え、年収1500万円超では0.7%増えるとの試算もあります。

すべての物価を一気に引き下げる消費税減税は、最も効果的な物価対策と考えます。

④ コロナ対策として、民間病院における医師、看護師、臨床検査技師への特殊勤務手当支給が1億円計上されました。

また、追加補正で、「保健所における新型コロナ対応業務の効率化」の予算が計上されました。保健所の今後の業務のひつ迫を見据え、人材派遣サービスの職員が保健所で新型コロナ陽性者の青報等入力作業を行うものと県は説明します。

感染症対策は隔離など人権制限を伴う業務です。憲法では基本的人権の尊重を基本原理に 25 条で「公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と規定されるなか、国は感染 症法を定めています。 感染症対策は隔離など人権制限を伴う業務です。今回の人材派遣サービスに委託するのは 入力作業等とはいえ、感染者の個人情報を民間事業者が扱うことになります。共産党県議団 は、厚生環境常任委員会で、守秘義務の順守を求め、業務はあくまで臨時的であることの確 認をしました。

山形県は、保健師がもともと少ない県で、2020年には、64人と47都道府県で45番目でした(保健師活動領域調査、保政令市等を除く)。共産党県議団も再三増員を求める中で、県は保健師を2021年度に増員。保健師は73人と41番目となり、2022年度7名の増員が図られました。感染症対策の対応力を上げています。増員率も、都道府県で5番目の伸びとなり、県の努力を一定評価するものです。

地域の感染症対策の中核施設である保健所では、保健師の抜本的増員を始めとした体制の 拡充が引き続き求められていると共に、保健所業務は、最大限公務員が行うべきです。

(2) 予算特別委員会質問について

予算特別委員会(6月10日)で関県議は以下の項目を取り上げました。

- 1. 保育士配置基準の改善について
- 2. 看護師養成・確保策、これまでの取り組みと今後の方策は
- 2-2. 庄内の看護師養成・確保を
- 2-3. 看護師処遇改善と確保の決意を
- 3. 水田活用の交付金見直しと、食料自給率引き上げへの農政の転換を
- 3-2. 堆肥の利用拡大を
- 4. 県立中高一貫校の男女別定員について
- 4-2. 学校におけるジュンダーフリーについて
- 4-3. 男女平等教育計画の策定を
- 5. 憲法の平和主義について
- 1) 関議員は、ロシアのウクライナ侵略を契機に、日本の軍事強化の主張が強められていると指摘し、これまで知事が述べてきた憲法の平和主義について質問しました。

知事は、ロシアによる軍事進攻は「ウクライナ国民の有する『平和のうちに生存する権利』を侵害したことが明らか」「政府においては国際社会と連携し、制裁を含め、あらゆる外交手段を駆使して平和を取り戻すことを強く求めて頂きたい」「日本国憲法の平和主義は、戦争への深い反省と恒久平和の願いにもとづいた基本原理であり、県民の希求する恒久平和を将来世代に伝え、安心して暮らせる社会をつくりたい」と答弁しました。

憲法の平和主義の内容として、戦争放棄と交戦権の否認には触れませんでしたが、「平和的生存権」を指摘、憲法前文の「戦争への深い反省」「恒久平和」を踏まえて、ウクライナ戦争での「あらゆる外交手段による平和の回復」を求めた知事の答弁は、政府・自民党が改憲を志向する中で重要な意義を持つものです。県政に平和主義の理念が貫かれることを引き続き求めていきます。

一方、6月7日、自民党会派が代表質問で、憲法前文からしておかしいものがあるとの指摘や、憲法に緊急事態条項の明記を求める質問を行いました。

緊急事態条項は、憲法停止条項であり、内閣に権力を集中する"独裁体制"をつくるもので改憲の最も重大な問題の一つです。

2)看護師の養成確保について、関県議は、抜本的処遇改善が必要であることを指摘しつつ、 人口比率で看護師の養成数が少ない山形県が看護学校の定員拡大を図ることが必要であり、 特に庄内地域での養成数を増やすことなど、多岐に渡る施策を提言しました。

知事は、政府に対して医療従事者の確保を強力に推進するように全国知事会を通して要望 していると答弁。また、県が定員拡大を予定している鶴岡市立荘内看護専門学校のへ支援に ついて、相談があれば対応を検討したいと前向きに答弁したことは重要です。

3) ジェンダー平等について、関県議は、県立中学校入学者選抜で「男女比率を考慮した選考」は、性による差別の疑念が生じると指摘すると共に、男女平等教育の計画策定を求めました。県は、「『男女別選考』を庄内中高一貫校開設に合わせて男女別定員を再来年度から撤廃。計画は「次期教育振興計画で、検討したい」と答弁しました。

次期計画は 2025 年度からであり、計画待ちにならず、県教育会委員が研修を行うことなど、積極的に取り組むことを望むものです。

i)常任委員会

「厚生環境常任委員会」で渡辺県議は以下の項目を取り上けました。

- ・保健所における新型コロナ対応業務の民間委託(追加提案、陽性者の情報等入力作業に人材派遣サービスの活用)「生命や健康を守ることと権利制限を伴う感染症対策は公務として担うべき。個人情報保護はもちろん、民間や外部委託を拡大すべきでない」と発言。県は「感染拡大時の緊急的対応」
- ・ワクワク体験モデル事業 (保育園等の日帰りバスツアー) 応募状況について 「補正を超える応募者だが実施できるよう予算の確保を」と発言
- ・コロナ緊急小口資金の特例貸付 返済の課題について

県内での貸し付け状況、返済免除要件などを質した。生活困窮者の相談対応、制度 改善を取り上げた。

「商工労働観光常任委員会」で関県議は以下の項目を取り上げました。

- ・障害者雇用優良事業主認定を受けた事業所の社会的評価が高まる取り組み。
- ・「2年契約」となっている地域若者サポートステーションの契約期間・労働条件改善などで、機能の充実を図ることと、高校がサポステと連携を図って、高校生の就労能力向上と早期離職の低減を図る事。
- ・今年度配置が拡充された障がい者雇用支援コーディネーターが、特別支援学校の就職支援コーディネーター(教育)、工賃向上推進員(福祉)と連携するなど、全庁で障がい者雇用を推進する体制を構築していくこと。

(3) 請願について

県議団は「家族従業者の働き分を認めない所得税法第 56 条の廃止について」(山商連婦人部協議会)、「消費税インボイス制度の実施中止を求める 意見書の提出について」(山形県農民連・山商連)からの請願の紹介議員になりました。

山商連婦人部からの所得税法第 56 条廃止を求める請願には、請願署名も 1,515 筆提出されるなど運動の広がりがあり、県政クラブ所属の議員も紹介議員となりました。

請願を審査した総務常任委員会(共産党は所属していない)では、所得税 56 条の廃止については、県政クラブ所属の委員から申請の方法で、控除にならない。時代に合わなくなってきている。含意妥当。必要経費認められないというのは異常との意見、自民党からは、国の見解を聞く必要があるなどの意見が出され、協議の結果継続審査となりました。インボイス制度も県政クラブの委員からは、1000 万円以下は事業出来なくなると思う。弱者が切り捨てられるなどの意見が出されましたが、自民党から継続の声が上がり継続となりました。

所得税法 56 条の請願は、これまで山形市、河北町、朝日町採択され、インボイス中止・延期を求める請願は、尾花沢(中止)、河北町(中止)、鶴岡市(延期)は採択されています。 県議会も県民の声を受けて、請願を採択すべきです。

以上

2022年9月定例会などについての見解

日本共産党山形県議団 団長 渡辺ゆり子 関 徹

2022 年度 9 月補正予算が全会一致で可決・成立しました。日本共産党県議団は、補正予算を含むすべての議案に賛成しました。県民に対する説明責任を果たす立場から見解を表明します。

定例会では、新型コロナ対策、物価高騰対策、統一協会問題が重要テーマとなりました。 渡辺ゆり子県議は一般質問で、「最低賃金向上策 国への提言強化を」「インボイス制度 中止を国に」「統一協会と県の関りと被害防止の啓発を」「ジェンダー平等の実現を」「給 食費の無償化を」「教員不足について」「子どもの権利条約を踏まえた校則を」について県 民要求実現のための政策を提起しました。

(1) 2022 年度 9 月補正予算について

原油価格・物価高騰が県民生活のあらゆる分野に深刻な影響を広げる中で、様々な対応策・支援策がおこなわれることになりました。

① 「低所得世帯に対する灯油購入費等の臨時的な支援」約1億4000万円が計上されました。県の独自支援策です。

低所得世帯の経済的負担を軽減するため、今年度の特別な支援として、既に予算計上している灯油購入費助成5000円(県と市町村折半)に加え、2500円を県単独で上乗せします。対象は住民税非課税世帯のうち高齢者のみの世帯など、市町村が対象とする世帯です。市町村でも同様に上乗せが行われれば、合計1万円になる見込みです。

県に拡充を繰り返し要望してきた党県議団として、低所得者の生活がひっ迫、灯油代も高騰して「(これまでの助成金額の)500円では2缶しか買えない」との声が上がる中の増額を意義深いものとして歓迎します。

生活保護世帯が対象外となっている課題は引き続き見直しが必要と考えます。

② 社会福祉施設への支援(追加提案)7億3000万円が計上されました。

原油価格・物価高騰に伴い、社会福祉施設での光熱費や車両燃料代、食材費などが増えているとして、高齢者施設、障がい者施設、救護施設、児童養護施設等を対象に施設区分や定員に応じて10~30万円、定員30人以上は定員×1万円の支援が行われます。

一方で、医療機関や保育園等への支援は提案されませんでした。

医療機関の光熱費の支援について、県は、渡辺県議の厚生環境常任委員会の質問に対し「県保険医協会や個別の医療機関から問い合わせがある。近隣県の状況などを見て検討したい」

旨の答弁をしました。

県保険医協会の7月の調査(対象:会員登録701機関と県内全67病院)では、回答した診療所の82%、有床診療所の100%、病院の97%で電気代が上がった。また、患者の入院食への影響も指摘されています。神奈川県、東京都、三重県、福岡県、高知県などで支援を打ち出しています。県としても医療機関や保育園等にも支援すべきです。

③ 中小企業等への原油価格・物価高騰緊急支援給付金(第2弾)が実施されます。県内の 法人に10万円、個人事業主に5万円が支給されます。予算額は前回の20億円から10億円 に半減しましたが、理由について県は、申請数が伸びなかったと説明しました。

歓迎の声がある一方で、申請しなかった事業者からは「申請書を提出しても突き返されるのではないか」「税理士などにお願いすると手数料も取られ、もらえる金額が少なくなる、そもそも支援金額が少ない」との声が出ています。国の持続化給付金との比較が念頭にあるものと思われます。県の制度については、手続きの簡素化を行っていることなどいっそうの周知が求められます。

④ 肥料価格の高騰分対策として農家へ支援する肥料価格高騰緊急対策費約6億5000万円が計上されました。国が上昇分の7割を補填する措置を決めましたが、県は1割5分を上乗せします。10月4日付の日本農業新聞によると、全国では24県が上乗せしますが、東北では山形県のみです。県の積極的な姿勢を評価するものです。県議団はこれまでも、環境保全型農業の振興を取り上げてきましたが、関県議が6月定例会の予算特別委員会でも、化学肥料低減策と価格高騰対策を質問しました。

環境保全型農業の技術的指導の強化、肥料・農業資材の海外依存低減も含めた食料自給率の抜本的引き上げが求められており、県の積極的な取り組みに期待します。

⑤ 8月豪雨被災者支援について

災害による住宅被害に対する政府の支援制度は、同じ災害でも「1自治体当たりの被災住宅件数」などの要件を設けているため、適用になる市町村と適用にならない市町村、(それによって)支援対象となる住宅と対象外となる住宅という不公平が生じる制度となっています。今回の県の対策では、政府の制度の対象とならない住宅に、国の制度に準じた支援を行うこととなりました。

県議団としては、2019 年 6 月に発生した山形県沖地震を踏まえて、同年 9 月の関県議の一般質問で国の制度拡充と県独自支援の抜本的に引き上げを求め、続いて 2020 年の 7 月豪雨被害に対する党県議団の要望でも取り上げるなど、繰り返し提言してきました。国は要件を撤廃するとともに、対象を半壊や一部損壊にも広げることが求められます。今後は支援額や対象がさらに充実する制度となるよう望みます。

⑥ 山形新幹線米沢トンネル(仮称)整備事業調査(債務負担行為設定)が計上されました。 今回の調査は、トンネル延長23km、着工から15年、整備費用1500億円、10分強のスピードアップを念頭に「ボーリング調査」等が行われるものです。

県議団は、奥羽・羽越新幹線のフル規格化については、並行在来線の存廃、建設費用、地元負担、既存交通の影響の十分な検討をおこなうことが必要と考えています。

県は、並行在来線について、米沢トンネルは在来線の共用を見込んでいるため、並行在来

線の廃止はないと説明していますが、現行の線路・駅は、米沢トンネル区間と並行するため、 現行の線路・駅の存廃問題が発生する懸念が生じます。県は線路・駅の存廃について、「ま だ何も決まっていない」と説明しますが、住民の理解は必須です。

また、山形新幹線は整備新幹線ではないため、米沢トンネル整備は現状では国の財源の見込みがないものとなっています。1500億円もの費用をJRと県で賄うのか不明確なままの見切り発車の印象はぬぐえません。

(2) 質問について

- i) 9月26日で渡辺県議の一般質問で以下の項目を取り上げました。
 - ① 物価高騰のもと 最低賃金向上策 国への提言強化を
 - ② ケア労働者を専門職として位置づけた賃上げを
 - ③ インボイス制度中止を国に
 - ④ 統一協会と県の関りと被害防止の啓発を
 - ⑤ ジェンダー平等の実現を
 - ⑥ 給食費の無償化を
 - ⑦ 教員不足について
 - ⑧ 子どもの権利条約を踏まえた校則を
 - ① 賃金向上対策について、物価高に加え、年金は4月から0.4%の減額、10月からは後期高齢者医療費の2割負担の導入、労働保険料の引上げが実施されると指摘。県の最低賃金は、東京都との格差が218円、昨年より1円縮小したものの、このテンポだと格差解消に200年以上かかる、国に中小企業支援と一体に最賃引上げの提言強化をと主張しました。吉村知事は、これまで政府に最賃の全国一律制とランク制度廃止・中小企業小規模事業者への支援の充実を求めてきたと強調。にも関わらず、山形県の最低賃金は10年前の東京都の最低賃金にもとどかない状況のため、政府に粘り強く働きかけると応じました。
 - ② ケア労働者は、一般社会でコロナの行動制限が解禁されても職場での行動制限があり「仕事は大変なのに低賃金で、子どもを遊びに連れて行ってやれない」との声を紹介。圧倒的に非正規を含む女性が多い分野だが、ケア労働者を専門職として位置づけた賃上げへの国費投入を国に求めることが必要では無いかと知事の姿勢を問いました。

知事は「医療や介護保育などの現場の最前線で働く方々、いわゆるケア労働者の方が職責や負担に見合った処遇改善は極めて重要」とし、「必要な財源の確保や公平性を損なわないで適切な制度設計について今後も政府に、全国知事会等あらゆる機会を通して、引き続き強く要請してまいります」と答えました。

③ インボイス制度について、導入されれば山形市シルバー人材センターでも消費税相当額を新たに納税しなければならず、令和12年に納税する消費税額は約4200万円と試算しており、理事長は「死活問題」と語っていたことを紹介し、国にインボイス中止を働きかけるよう求めました。産業労働部長は、「県内事業者が制度の趣旨を理解し、円滑に導入が図られるよう取り組む。商工会・商工会議所との関係機関と連携をしながら制度導入に

向け、県内事業者の取り組みを支援する」と述べるにとどまりました。

- ④ 統一協会の関連団体が県国際交流協会の賛助会員となってホームページに名称が記載された問題を指摘。知事の認識とともに、厳格な調査とチェック、被害者の相談対応、県民への啓発を求めました。吉村知事は「私自身は統一協会に面識がなく今後も関りをもたない」「県と宗教法人との関りの網羅的な検証は信教の自由の憲法上の論点等の法的課題を含んでおり慎重な検討が必要」「消費者トラブルの未然防止と拡大防止に取り組む」と応じました。
- ⑤ ジェンダー平等について、日本は、ジェンダー平等に対する攻撃・バックラッシュかあり、取り組みが停滞している間に国際社会から水を開けられているとして、選択的夫婦別姓導入の議論を含めた女性の人権、基本的人権に関する知事の認識を問いました。吉村知事は「結婚後に夫婦同氏を義務付けているのは日本だけであり・・選択的夫婦別姓制度の導入に向けて社会に開かれた議論が進むことを心から期待しています」と、踏み込んだ答弁を行いました。
- ⑥ **給食費無償化について**、県内で今年度完全無償化3自治体、一部無償化は24自治体に広がっていると指摘。学校給食費無償化を国に働きかけることを求めました。教育長は「学校給食法により食材のみ保護者の負担とされており、義務教育制度で給食費を無償化することは難しい」と拒否しました。

この答弁について、傍聴者も含め議論を聞いていた方々から「がっかりした」「残念だった」と言った感想が寄せられました。

憲法第26条第2項は「義務教育はこれを無償とする」とし、学校給食執務ハンドブック(学校給食の保護者負担)も、保護者負担について「経費の負担関係を明らかにしたものであり、法律の趣旨は、設置者の判断で保護者の負担軽減(負担なしも含む。)することは可能とされている」としています。県教委は子育て世代の声に耳を傾け、無償化を国に働きかけるべきです。

⑦ 教員の欠員について、5月1日時点で昨年ゼロだったが、今年は、講師登録者も余裕がなく欠員が発生し、校長が産休・育休・病休の代替教員確保に苦労する事態となっている。また、県教育委員会の特定事業主行動計画では、令和7年度までの男性職員の育休取得率目標は30%だが、現在は10%・14人で一か月未満が半数。取得が進めば進むほど代替教員が必要と指摘し、教職員定数は正規教員で増員をと求めました。教育長は、「今年の5月1日時点で未配置数は8件。教科の担当教員がいつ産休を取得するのか等、予測することが困難なため正規教員を事前に確保することは極めて難しい」と答弁しました。

教員不足は、人間らしく働ける労働条件の確保と子どもたち一人ひとりが人間として大切にされる教育のためにも、ジェンダーの観点からも、あらゆる手立てをとって回避しなければならない課題です。従来の考え方の延長では、過重労働の現状を打開できず、魅力ある職業・職場となりえません。正規教員を増やす思い切った施策が必要です。

⑧ 校則の問題について、山形市立の中学校 15 校のうち 10 校が下着の色について特定の色を指定していると指摘。子どもの権利条約を踏まえた新しい生徒指導提要の趣旨を徹底する取り組みを大いに進めるべきと質問しました。教育長は「生徒指導提要の改定案には、

子どもの権利条約やこども基本法の趣旨が明記されており、児童生徒の基本的人権に充分に配慮し、一人ひとりを大切にした教育が求められている。改訂の趣旨を踏まえ、校則の見直しが図られるよう各県立高校に引き続き指導する。また各市町村の教育委員会にも、趣旨について周知を図り、適切な対応がされるよう取り組む」と答えました。

ii) 常任委員会

「厚生環境常任委員会」で渡辺県議は以下の項目を取り上げました。

- ・福祉灯油の拡充と生活保護への対象拡大について
- ・高齢者への難聴対策、補聴器支援について
- ・補正予算で介護・障害福祉施設などが光熱費支援の対象となるが、医療・保育施設が対象とならないことについて
- ・補正予算の太陽光発電・蓄電池設備同時導入に対する支援について
- ・国民健康保険の県統一の現状と市町村の自主性の尊重について

「商工労働観光常任委員会」で関県議は以下の項目を取り上げました。

- ・前県政が文化財保護補助金を引き下げたことに対する県の姿勢について
- ・フリーランスの現状についての認識と県への相談状況(43 件中 13 件がフリーランス、下請け未払い)と支援について
- ・予想されるインボイスの影響を把握し、中止も含めた国への提案をおこなうことに ついて

(3) 請願について

9月定例会最終日の10月7日、関県議は核兵器禁止条約の批准などを求める2つの請願(※1)(一つは党県議団紹介議員)と消費税インボイス中止を求める請願(※2)(県議団紹介議員)について、採択するよう討論を行いました。

「核兵器禁止条約第1回締約国会議、原水爆禁止世界大会、第10回核不拡散条約再検討会議等々の世界の動きは、核兵器廃絶の緊急性、核抑止力論の破綻、条約が世界の流れとなって発展しつつあることを示した。こうした中で、唯一の戦争被爆国である日本政府が核兵器禁止条約批准を政府に突き付けることが今強く求められている」「インボイスが実施されれば、売上高1千万円以下の小規模業者である免税業者が、納税と新たな事務作業の大きな負担を負うか、仕入れ先業者の納税額が増える分だけ値引きを求められるか、取引を打ち切られるか、どの道を辿っても倒産や廃業が相次ぐことが強く懸念される。しかも、免税業者の自覚がないことも予想されており、このまま実施されれば混乱必至」と請願の採択を主張しました。

県政クラブは、核兵器禁止条約の請願について賛成討論をおこないました。

採決では、共産党、県政クラブ 13 人が採択、自民、公明、無所属の 25 人が不採択、で不 採択となりました。

しかし、不採択の態度をとった会派・議員は誰も討論をおこないませんでした。理由も述べずに不採択とするなどと言うのは、県民に対する責任の放棄と言わねばなりません。

※1「日本政府に核兵器禁止条約の署名及び批准を求める意見書の提出について」(生活協同組合共立社理事長提出:共産党県議団紹介議員)、と「日本政府に核兵器禁止条約の署名及び批准並びに締約国会議へオブザーバーとして参加することを国に求める意見書の提出について」(山形県平和センター議長提出:県政クラブ紹介)

※2「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書の提出について」(山形県農民連会長・山商連会長 提出:共産党県議団紹介議員)

(4)統一協会問題について

正体を隠した伝道活動、霊感商法や高額献金、当事者の意思を無視した集団結婚などが違法行為であると判決が確定している統一協会(※3)と政治家が持ちつ持たれつの関係にあることに、国民の厳しい批判の目が向けられています。

県内でも共産党地方議員の元に高額献金、合同結婚後の DV に苦しむ女性の相談などが寄せられています。「結婚相手が見つかる」などと近づき入信させ、高額献金をさせる手口は続けられています。

全国では、政治家が協会のイベント等に祝電やメッセージを送り、信者らがそれを見て協会を信用するという構図が報道されていますが、山形県でも自民党県連幹事長が政務活動費を使って、統一協会のイベントに行きあいさつをしていたことが明らかになりました。協会が地方議員にも浸透していることをうかがわせます。

このことについて渡辺県議は9月12日、議会運営委員会で発言を求め、休憩中の発言で したが、議会としての対応を求めました。

政務活動費を活用することは県議会として、同団体の行為にお墨付きと評価を与えたと受け取られかねません。厳正な対処が求められています。

全国では、統一協会と家庭教育支援条例の関連も指摘されています。

条例は「愛情による絆で結ばれた家族」といった。個人の内心の問題に触れた文言が多いことが特徴とされますが、多くの場合、虐待やいじめなどについて、親が家庭教育で生活習慣や自立心などを教えれば問題は解決するかのような主張で、親に責任を押しつけかねないものとなっています。家庭の責任の強調は、問題を家庭内に押し込め、解決を困難なものにし兼ねません。行政が為すべきことは、子どもの権利条約の観点で子育ての環境整備の充実を図る事です。家庭教育は、特定のあり方が強制されるものでなく、多様性の尊重の上に、各家庭の自主性にもとづいておこなわれるべきものです。

山形県では家庭教育支援条例は制定されていませんが、既に自民党議員から条例の制定を求める質疑がおこなわれています。教育と家庭に困難をもたらす問題として警戒するものです。

※3日本共産党は「旧統一協会」(世界平和統一家庭連合)の表記を「統一協会」としています。統一協会は2015年に「世界基督教統一神霊協会」から現在の名称に変更しましたが、霊感商法や集団結婚などで社会的批判をあびてきたカルト集団であることに変わりなく、政府が名称変更を認めたこと自体が不当だと考えるからです。

(5) 8月豪雨について

共産党県議団は8月6日、8月25日、9月14日にともにと飯豊町、川西町、長井市、大 江町、戸沢村の現地調査を行いました。

8月の大雨で線状降水帯発生により、県内を縦断する最上川では、各地で、越水や溢水が発生しました。最上川上流では、河井山狭窄部などで溢水し、誕生川でバックウォーターが発生し、3年前に続いて浸水被害があったと報道されています。中流では、2年前の水害で水がついた旅館が再び浸水し、旅館の女将は私たちの聞き取りに「前の被害からやっと再開し、コロナ影響もあって制限しながらやっている中での被害」と語りました。

最上川は、上流部に限らず、中流部でも、維持管理の不徹底と、河道掘削の遅れによって、 支障木が大木や林になっています。堤防がない区間の整備とともに、河道掘削をはじめとし た流下能力向上対策が急がれるものと考えます。

県管理河川でも、土石や流木が橋に詰まり橋を起点に氾濫するなど、複数の河川で氾濫が発生。多数の家屋等が浸水、農地の冠水被害、鉄道の被害に至りました。被害が発生した河川が、整備計画が作られていない河川であったことは見過ごすことができません。早急な計画策定と事業実施が求められます。県内には他にも河川整備計画を作られていない河川があります。

また、最上川本線と県管理河川で堤防が連続していない箇所も見受けられました。バックウォーター対策も併せて、早急な対策が求められます。

「これまで県が河道掘削や流下能力向上対策を行っていたため、被害が少なくて済んだ」との南陽市議の声もありました。これらは今回の教訓とすべきです。

川西町ではため池が決壊し、多数の家屋が床上浸水となりました。県では耐震調査を今年度する予定でしたが、遅れが被害につながってしまいました。対応強化と予算の増額が求められます。

山間部では、多数の沢などで小さな土砂崩れが発生しました。ある自治体の首長は「砂防堰堤を土砂が乗り越えてきたが、自治体としてどのようなお手伝いをしたらよいのか」との問いや、「林道等の被害も相当程度あると思えるが人手不足などのために調査に入り切れていない」と言った話も伺っていました。自治体では行革による技術者の不足や、職員が災害復旧に不慣れなことによる問題が相当程度生まれています。引き続き県の支援が必要です。

多量の土砂が流入した水田農家からは「コメが安いのにこれ以上の借金はできない」「これを機にやめる人が出ないか心配している」などの声が聞かれました。

床上浸水など被災した住民は、冷蔵やテレビ、洗濯機、エアコンの室外機などの家電が使 えなくなるなど、新たな負担を余儀なくされています。

国の被災者生活再建支援法が飯豊町、川西町に適用されましたが、中規模半壊までが対象で、床上浸水が対象となっていません。国は対象を拡大すべきです。

現地調査では果の見舞金への期待も聞かれました。

小国町では、道路鉄道が寸断されて一時孤立状況に陥りました。早期の復旧となりましたが、短期間の孤立でも透析患者からは「肝を冷やした。複数の交通手段、道路が必要と実感

した」という声も聞かれました。

米坂線は、代替バスが運行されていますが、被災から2か月経っても、復旧の見通しは示されていません。今年7月、国土交通省の検討会が1000人未満の区間をバス路線などへの転換を求める提言を出したという報道で、住民からは復旧への不安が出されています。廃線となれば、人口流出を加速させ、地域の疲弊・衰退に拍車がかかることが懸念されます。引き続き JR に早期復旧を働きかけるとともに、国が地方の鉄道網維持に責任を果たす事を求めていく必要があります。

以上

2022 年 12 月定例会などについての見解

日本共産党山形県議団 団長 渡辺ゆり子 関 徹

2022 年度 12 月定例会では、新型コロナ対策、物価高騰対策を重要テーマとする補正予算が全会一致で可決・成立しました。日本共産党県議団は、補正予算を含むすべての議案に賛成しました。憲法改正の議論を促進する議会発議の意見書1本に反対しました。県民に対する説明責任を果たす立場から見解を表明します。

(1) 2022 年度 12 月補正予算について

原油価格・物価高騰が県民生活のあらゆる分野に広がる中で、9月定例会に続き、運送事業者の 燃油価格高騰、バスやタクシー事業者対策、畜産農家の飼料価格高騰対策、中小企業・小規模事業 者への緊急支援給付金の追加支援、政府補正対応の公共土木事業などが予算化されました。

なかでも、病院や診療所などの医療機関への原油価格・物価高騰対策支援として、8億7800万円が計上されことは、関係者の切実な要望の実現として歓迎します。

この件については、渡辺県議が9月定例会厚生環境常任委員会で、医療機関や保育所等への支援を求める質問を行い、10月27日には、山形県民主医療機関連合会が「物価高騰に対する医療機関等への緊急支援要請書」を県に提出し、物価・光熱費高騰の影響の大きさ、診療報酬・調剤報酬が高騰分を補償していない実態を県に伝えました。共産党県議団も同席しました。

今回の支援策は、これまで把握できた都道府県では額も大きく、医療機関の声にこたえる知事の 姿勢を大いに評価したいと思います。

また、補正予算には、統一協会が社会問題化する中、霊感商法を含む悪質商法に係る若年者のための消費者教育の実施(チラシや動画の作成による啓発)の予算 100 万円が計上されました。県内でも、共産党地方議員に、高額献金、合同結婚の末にDVに苦しむ女性の相談、「結婚相手が見つかる」などと入信させられ、高額献金させられた方などからの相談が寄せられています。県議団としても9月に、「統一協会と関係を持たない事」等と共に、「霊感商法や高額献金等の相談体制を充実させるとともに、消費者への普及啓発を強化すること」と県に要請し、9月定例会でも渡辺県議が一般質問で求めていました。大いに活用されることを求めていきます。

(2)来年度 部局別予算要求について

12 月定例会では 2023 年度予算要求が公表されました。新規事業として「山形県困難女性支援基本計画の策定」が掲載されました。継続事業として、コロナ禍で不安や悩みを抱える女性に対する相談機能強化やピアサポート(支え合い)、生理用品の無償提供など、女性に係わる事業がさまざま挙げられています。

県計画は 2022 年 5 月に成立した「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」によるもの

ですが、法の目的には「人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与すること」とされ、困難を抱える女性の人権の尊重が謳われています。

女性相談支援員の常勤化・充実はもとより、生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化・多様化・複合化する、差別や人権侵害の実態の調査と、ライフステージに合わせた支援策が求められます。例えば、妊娠・出産のために離職し、復職時に子育てや親の介護に直面し非正規にならざるを得ないケースや、親が発達障害などの障害を持ちながら(本人や家族が気づいていない場合も含む)で子育でするケース、高齢女性の低年金、生活保護の忌避感、80代女性の自殺が多いことなどです。

学校給食では、新規に米粉パン製造技術の開発・検討や導入・定着のための普及啓発が計上され 期待されます。県産小麦の品種開発促進も併せて進めるべきと考えます。

県立高校へのスクールソーシャルワーカー (SSW) の派遣が新規に計上されました。これまで小中学校に対応する SSW は配置されていましたが、高校にはありませんでした。

山形県の国公私立高等学校の不登校は、1000 人当たり 17.9 人で全国多い方から 23 番目、中途 退学者数は、360 人で中途退学率 1.3% (全国多い方から 11 番目)となっています。 (文部科学省「令和 3 年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について、より)

生涯健康・子ども支援対策特別委員会で関県議は、通信制高校が、かつての「働きながら学ぶ」場所から、不登校や精神的・経済的問題等の困難を抱える生徒の受け皿に変化しているにもかかわらず、教職員体制が旧来のままとなっていることについて文科省も対応を検討していること、本県でも生徒への支援が困難となっており、教員配置の拡充と SSW などの配置が必要であるということを指摘し、担当課長も「配置は課題となっている」と答弁。委員会からの提言にも盛り込まれる方向となっています。

一方、予算要求には、水素エネルギー関連、DX デジタル、重層的支援体制、県水道広域化推進プランなど、岸田政権の問題を指摘される施策も反映されています。

水素エネルギーに関しては、輸入する段階で CO_0 が大量に排出されるという問題、製造過程で CO_2 を排出する製造方式が現状では主流であるという問題があります。

DX・デジタル推進については、政府が計画している窓口業務の縮小・削減、高齢者を始め取り残される人の発生などに警戒が必要です。

重層的支援体制については、「地域への丸投げ」と批判される「地域共生社会」の懸念。「8050問題」や、介護と育児を同時に抱える「ダブルケア」などに対応するには、住民の助け合い任せではなく、公的支援とそれを担う人員体制を質量ともに充実させることが何よりも重要です。水道広域化推進プランでは、広域化への依存は災害への脆弱性が懸念されます。

来年度予算に最も期待されることは、県民が新型コロナと物価高に苦しむ中で、県がいのちと暮らしを守る防波堤の役割を果たすために、医療・福祉・教育のいっそうの充実を図る事と考えます。

(3) 山形県個人情報保護条例等の廃止と、法施行条例制定について

自公政権は、2021 年 5 月に成立させたデジタル関連法で、国や自治体が持つ膨大な個人情報のデータ利活用を成長戦略に位置づけ、企業の「儲けの種」にさせることを「デジタル改革」の名で進めようとしています。その関連法の一つである個人情報保護法の改定によって、山形県個人情報保護条例が廃止され、改定法施行条例が制定されました。議会の個人情報保護条例も制定されました。

これまでの条例には、個人情報は「本人から収集しなければならない」((収集の制限)第5条)、「実施機関は、個人情報を…目的以外のために…利用し、又は当該実施機関以外のものに提供して

はならない」「思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがある個人情報を収集してはならない」((利用及び提供の制限)第6条)と山形県独自の制限を課していました。

しかし、政府は、自治体ごとの特徴ある規定が「データ流通の支障」になるとして「いったんリセット」(2021年3月19日平井大臣答弁)する法を成立させました。

それによって県は、法で規定する以上の制限を設けられなくなり、本人収集の原則、目的外利用、 提供、社会的差別のおそれがある思想信条の収集の制限を無くしました。

その代わり法の「偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない」(64条適正な取得)、「利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない」(65条正確性の確保)を用いるようですが、これまでの制限のように明文化されていません。

今回の個人情報保護法の改定は、個人情報保護を著しく後退させるものであり、かつ地方自治の侵害です。

一方で、新条例には、何人も違反の「是正の申出」ができる項目(10 条)が設けられました。議会の個人情報保護条例でも、これまであいまいだった「個人情報取扱事務登録簿」の作成公表が明記されました。改正法の内容は容認しがたいものですが、県の裁量の余地が少ない中、独自の規定を設けていることから、両条例に賛成しました。

総務常任委員会の答弁で「従前の条例から保護の観点で大きな変わりはない」(12月16日山形新聞)と答弁しています。状況を注視していく必要があります。

(4)感染症や大規模災害等の緊急事態に対応できる国づくりに向けた議論を求める意見書について て

12 月定例会の最終日、議会運営委員長発議で「感染症や大規模災害等の緊急事態に対応できる国づくりに向けた議論を求める意見書」が採択されました。共産党県議団は反対しました。

関果議は討論で「意見書案は、新型コロナや大規模自然災害等の緊急事態に対応するための施策と法整備、憲法のあり方について、国会での議論、国民的議論喚起を求めるものだが、採択されれば、憲法に緊急事態条項を創設することの検討促進という意味を持つものとなる。(緊急事態条項創設は)極度の権力集中による政府の権力濫用、人権の制限など重大な危険性が指摘されている。新型コロナ対策では、現行法制度の下でなし得る努力をちゃんとおこなうことをこそ国民は期待している。大規模自然災害では、東日本大震災被災自治体首長の92%が緊急事態条項とは真逆の対応を求め、96%が「憲法が災害対策の障害にならなかった」としている。必要性が無い中で、憲法のあり方を議論せよという主張は、九条も含む憲法改正促進にしかならない」と述べて反対しました。

賛成討論に立った自民党の渋間県議は「民主主義の反対は独裁 独裁とは議論することを忌み嫌う。発議は、議論を喚起・促進することを求める意見書であり、議論すらするなということは独裁につながる道」旨の発言をし、感染症や大規模災害対策に憲法のあり方の議論が必要かどうか説明することもなく、憲法のあり方の検討が有害無益であることから反対する意見を「独裁」などと誹謗する討論をおこないました。意見書発議案は、共産党以外の賛成で可決されました。

今回の発議案は、新型コロナや大規模自然災害等の緊急事態にどのような施策と法整備が必要なのか、憲法のあり方にどう係わるかなどの説明が全くされておらず、県民の理解を得られる内容となっていません。

なお、このような趣旨が不明瞭な案文は本来質疑が行われるべきですが、山形県議会(自民党が

多数)では独自ルール(質疑は県政一般に関する質問と合わせて行うことを例とする)のため認められず、議会運営委員会でも委員外発言が認められることが稀で十分な議論ができない状況です。

(5)質問について

常任委員会

「厚生環境常任委員会」で渡辺県議は以下の項目を取り上げました。

- ・補正予算に計上された病院や診療所などの医療機関への原油価格・物価高騰対策援について評価
- ・コロナ発熱外来受け入れ病院に対する誹謗中傷について
- ・高齢者施設のコロナ検査について
- ・コロナ対応生活福祉資金の免除実施状況について

「商工労働観光常任委員会」で関県議は以下の項目を取り上げました。

- ・物品調達等に係る地元企業への受注向上について、出先機関の一部が地元調達システムの対象外となっていることについて 県は現在「物品の調達率」で95%だが100%に向け努力すると答弁。
- ・観光バス事業者の3年に1回の免許更新の際に、国交省が「3年連続赤字で、累積債務がある場合」、更新にハードルを設けている問題について。
- ・女性の正社員化・労働条件改善について、職場環境アドバイザーなど企業等を訪問してつかんでいる状況と教訓などについて。

(6) 請願について

山形市木の実町 12-37 9条改憲NO!やまがた県民の会 共同代表 高木 紘一 外1名から「世界平和統一家庭連合の解散命令を裁判所に請求することを国に求める意見書の提出について」の請願が提出されました。

総務常任委員会で審査されましたが、継続審査となりました。委員会審査では、救済法が成立したことをもって継続とする意見が出たようです(共産党県議団は所属していない)。

共産党県議団は、紹介議員となっていませんが、内容は正当なものとして採択すべきと考えます。

以上

2023年2月定例会などについての見解

日本共産党山形県議団 団長 渡辺ゆり子 関 衛

2023年度2月定例会では、物価高騰対応の補正予算、2023年度当初予算が全会一致で可決・成立しました。日本共産党県議団は、補正予算を含むすべての議案に賛成しました。

「選択的夫婦別姓導入を求める意見書の提出について」(新日本婦人の会山形県本部提出)の請願について、今定例会が任期最後となるため「継続審査」では事実上廃案となることから、採決を求めて継続審査に反対しました。県民に対する説明責任を果たす立場から見解を表明します。

(1) 2023 年度 2 月補正予算・2023 年度当初予算などについて

①補正予算には、原油価格・物価高騰が具民生活のあらゆる分野に広がる中で、運送事業者の燃油価格高騰、バスやタクシー事業者対策、畜産農家の飼料価格高騰対策、旅割キャンペーンの事業などが予算化されました。

当初予算では、福祉灯油助成(灯油購入費等への支援に対する助成)、保育料の段階定的無償化、子どもの医療費助成、私学助成の授業料軽減事業、住宅リフォーム助成、生理用品の無償提供など、県民生活を支援する先進的事業が引き続き計上されています。

②新規事業としては、高校生の非課税世帯の奨学のための給付金の増額、高校へのスクールソーシャルワーカー配置などです。高校へのスクールソーシャルワーカー配置は、共産党県議団として兼がね求めてきたものです。

また、子どもの貧困対策予算を増額し「山形県困難女性支援基本計画」の策定を予定しています。相談員の配置拡充はもちろん、実態を把握する徹底した調査が望まれます。保健師も3人増員(村山を除く保健所に配置)します。

③一方で予算は、岸田政権の施策を様々に反映したものとなっています。

政府予算では一貫した医療費抑制政策によって社会保障費の自然増は、概算要求時から 1500 億円圧縮されており、県予算での医療・介護・福祉分野での予算の増額も微々たるものにとどま っています。

エネルギー分野でも、温暖化対策に資するかどうか定かでなく、多額の費用を要する「水素エネルギーの導入促進等」など国の施策と方向性を一にする事業が計上されています。

雇用の分野でも「リスキリング」による生産性向上が謳われています。リスキリングは、財界の戦略に基づく「成長分野」に人材を移動させるための政策であり、労働法制の規制緩和策と併せて、更なる雇用破壊と労働条件引き下げを招く事が懸念されています。岸田首相は1月23日の施政方針演説で「リスキリングから転職まで一気通貫で支援する枠組みをつくる」と述べています。リスキリングを入り口にした転職誘導が拡がるならば、安心して職場復帰する労働環境が崩れかねません。

また、政府が「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定、デジタルの力で地方創生を進めるという取組みに合わせて県でも DX、GX を進めるとしています。行政のデジタル化は、県職員が「全体の奉仕者」(憲法第 15 条 2 項)として住民福祉の増進を図ること、かつ職員の労働負担を軽減することを目的に活用されるべきです。活用するにあたっては企業や外部任せにせず、県

が主体性を持って行うことが必要です。

④各分野の慢性的な人手不足に対して、非正規・外国人で対処しようとする方向が続いています。 小学校の大卒新採教員の育成支援【新規】で、新採教員を支援する教員を非常勤、会計年度任 用職員、再任用短時間職員で運用する(事業費約2億円)。外国人介護人材支援センターの設置・ 運営【新規】などです。

それぞれの事業の目的は是としても、人手不足のそもそもの原因は、長く続けられない賃金や 労働環境にあり、根本的解決にはその改善が必要です。すでに「非正規雇用では人材が確保でき ない」との声が拡がっており、どこまで事業が推進できるか懸念があります。

⑥米沢トンネル、フルーツ・ステーション、屋内スケート施設など各種の大規模事業が提案されています。多額の費用を要する事業は、費用対効果を始めとした事業そのものの是非、適切な時期など慎重な検討が求められます。

⑦来年度からの県営住宅の指定管理者の募集に対し、募集が1件もないことが明らかになりました。制度導入以来初めてのことです。これを受け県は公営住宅法に基づく管理代行制度を導入。 全国で18 県が導入済みとのことです。「県営住宅」「住まい情報センター」の管理代行は山形県住宅供給公社が行う予定です。

指定管理者制度は、「民間にできることは民間に」との掛け声のもと、行政の民営化を進めるものです。齋藤前知事は、その先頭に立ち、就任直後(2005年2月定例会)に指定管理者制度の導入の条例を制定。同年6月定例会では、県営住宅に指定管理者を導入するとした条例を制定。共産党県議団はいずれも「税と利用者負担で運営される福祉施設などから株式会社が利潤を上げ株主に配当する事態が想定される」と反対しました。長年民間にゆだねた結果、運営のノウハウが県庁に蓄積されず、住民との接点も希薄になるなど制度のほころびが生まれています。

⑧当初予算には、物価高騰下での県民生活を応援する新規事業があまり見受けられませんでした。 大本は、政府の財政支援がないことにつきますが、党県議団は、1月に知事に「負担感が増している学校給食費の無償化を図り、子どもの医療費無料化を拡充」を物価対策として特に要望しましたが、創設、拡充には至りませんでした。

医療費無料化については、市町村で拡充が進み、新年度は一部の市町(山形市・村山市など)を除く全ての市町村で高校3年生まで入院・通院が無料になる見込みです。山形県は、2014年に小学校3年生まで拡充しましたが、9年間拡充はありません。本来は国が実施すべきものですが、県も拡充し、市町村とともに子育て施策の拡充を行うべき時です。

- ・ 給食費無償化についても、政府がこれまで行っていた物価高騰に伴う給食費すら、いまだに政府から来年度どうなるかの話がないと言います。それでも県独自で実施できるのではないかと考えます。
- ⑨県の当初予算は、ここ数年、地方交付税を少なく見積もる傾向が見受けられます。

(各年度の総務省普通交付税の算定結果(7月)(a)と当初予算の交付税(b)の差は、2022 年度約49億円。2021 年度約45億円)。山形県は他県と比較((a-b)/a の率)すると、僅かですが固く見積もっている県のうちの一つのようです。歳入を固く見積もることで赤字をつくらないことは大切ですが、少なく見積もる結果、当初予算で計上できる事業が少なく(小さく)なることになります。

山形県の財政は決して楽観できるものではありませんが、医療・介護・福祉・教育・防災をさらに充実させることは可能であると考えます。

(2) 常任委員会質問について

常任委員会

「厚生環境常任委員会」で渡辺県議は以下の項目を取り上げました。

- ・水素ステーションについて、コストも含め課題が大きく、新たなエネルギーが再生エネルギー 活用の予算の上で足を引っ張らないようにと指摘しました。
- ・子育て支援医療について、制度拡充した翌年度(H27)年には13.8億円が、2023年度予算10.9 億円と、3億円減少していることを指摘。県のやる気があれば制度拡充ができるのではと質問。
- ・本県独自のワークライフバランスの企業認定制度企業についての認定基準について、県内は仕事時間が長く、初任給も低い、長時間労働の是正、父親が早く帰らないと家庭生活が成り立たないと指摘しました。
- ・困難な問題を抱える女性支援のための基本計画の策定について、策定の趣旨を質問しました。
- ・新型コロナウイルスが2類から5類に移行することで、社会の規制が解除される一方で重症化リスクの高い高齢者に不安がある。高齢者施設などは対応を変えられない。他産業と働き方に格差が生じて、離職につながらないように求めました。
- ・「多様性の社会の実現」の予算が計上されていることについて、今後の展開を期待すると述べました。
- ・最後に、政府が医療**費**削減の方向にあるが、県のいのちと健康を守る立場で、国に言うべきことは言ってほしいと要望しました。

「商工労働観光常任委員会」で関県議は以下の項目を取り上げました。

- ・物価上昇に伴い、賃金アップが叫ばれるなか、各種統計の分析を示し、全国平均との比較で、 以下のように若年労働者の労働条件に問題があり、「若者の県内定着」にはその改善が課題で あると指摘しました。
 - ①山形県の高卒女性のいわゆる初任給は、東京と比べて 77%、大卒男子でも 89%の水準である。
 - ②女性は育児時間が長いが、特に若年女性が長い。男性の「仕事総平均時間」が長いが特に若年労働者が長い。
- ・リスキングの定義について質した。県は「人への投資、学び直しということはあるが、定義は ハッキリしていない。言葉が先行している』と答弁しました。
- ・新規事業である「障がい者を新規雇用した企業への奨励金の支給」の特徴について質問しました。県は、2022年6月時点で、法定雇用率2.3%に対して、実雇用率は2.18%と届いていない状況を明らかにし新たな取り組みとして、新規対象者が3か月定着した場合、1人につき5万円支給。対象は300人未満の企業、77人を見込んでいると答弁しました。
- ・鶴岡県指定文化財の多層民家・旧遠藤家住宅が去年の冬大きく破損したことを例示し、文化財 修繕事業の状況を尋ねました。県は「国指定の要望が多くなってきている。今年度は予算を一 千万円増やした。国に財源確保を引き続き求めたい」と答弁しました。

(3) 最後に

2月定例会では、代表質問、一般質問、予算委員会の質問では、物価高騰についてほとんど議論がありませんでした。(共産党県議団は割り当てなし)

「物価高騰を何とかしてほしい」「政府は大軍拡をやめてほしい」などなどの県民の声が日々強くなっています。その声に県政が応えるよう、今後も奮闘する決意です。

山形県知事 吉村美栄子 様

日本共産党山形県議団 渡辺 ゆり子 関 徹

新型コロナ感染拡大抑止に関する緊急要望

吉村県政におかれましては、日々、県民のいのちと暮らしを守る県政の発展 に尽力されていることに敬意を表します。

7月に入って、新型コロナ感染症の陽性者が急増し、過去最大を記録しています。

現状は、これまでの県をはじめとした努力で一定の体制整備が図られてきたため、病床使用率は高くないものの、これほどの感染拡大が続けば、医療機関はひつ迫し、新型コロナ以外の医療の医療機関縮小や福祉施設の人手不足、物資の不足などが懸念される、緊迫した局面を迎えていると言わなければなりません。予断を許さない状況です。

また、山形県は全国的に見て人口当たり検査数が少ないのが現状であり、一層の拡大が求められているものと思います。同時に今、7月15日の政府対策本部が示した、クラスターが多く発生している保育施設、学校、高齢者施設などの従事者に対する、無症状者も対象にした頻回検査が重要な課題と考えます。

検査体制の拡充で早期発見と保護を行うことで、一刻も早く感染拡大を抑止 するため、可能なあらゆる方策を尽くすべきです。以下の要望を行います。

- ① ワクチン接種の強力な推進、有効性・安全性の情報提供を行うこと。
- ② 保育所・幼稚園等教職員・保育士・高齢者施設従事者・学校職員への頻回 検査を呼びかけ、資機材提供をはじめとした環境整備を行うこと。
- ③ 福祉施設などのコロナ対策に係る人的支援策の拡充
- ④ 「効果的な換気の徹底」など「基本的な感染防止対策の徹底」のお願いを もとにした県民へのアナウンスの強力な推進ともに偏見や差別が発生し ないように啓発を進めること。
- ⑤ 保健所体制の更なる強化と、一般医療も含めた医療体制確保
- ⑥ 医療機関、介護施設等物価高騰対策

山形県知事 吉村美栄子 様

日本共産党山形県議団 団長 渡辺ゆり子 関 徹

統一協会等への対応に関わる要請書

県政発展のための日々のご精励に心より敬意を表します。

連日、統一協会(世界平和統一家庭連合)と政治に関わる報道がおこなわれ、県民の大きな関心事となっています。

私たちは、布教、伝道の自由をふくむ信教の自由は無条件に保障されるべきであって、 いかなる公権力の介入も許されないものであると同時に、政教分離の原則は固く守られ るべきと考えています。

しかしながら、統一協会とその関連団体は、高額献金、霊感商法、合同祝福結婚式等々、 反社会的活動をおこなうカルト団体と指摘されており、政権党と政治家がその団体と持ちつ持たれつの関係にあることに厳しい批判の目が向けられています。

こうした中で今、全国の地方公共団体では、後援や寄付などの取り消しや返還など、対応の見直しが始まっています。

本県でも、統一協会関連団体(以下「協会関連団体等」)の団体名が、県も運営に関与する公的団体(以下、「公的団体」)である県国際交流協会の賛助会員として、ホームページ(令和3年度団体賛助会員一覧:入会順・敬称略の一番上)や機関誌「AIRY」に掲載されていたことが明らかになりました(現在はホームページから削除)。

協会関連団体等をホームページに掲載することは、公的団体がお墨付きを与えたと受け取られ兼ねませんし、県や公的団体が協会関連団体等のイベント等を後援したり、補助を行ったり、寄付を受領したりすることがあれば、やはり同様の懸念を呼ぶものと考えます。そこで、下記のような対処をされるよう要請します。

記

- 1.協会関連団体が県国際交流協会の賛助会員になり、名簿に掲載されるに至った経過、及び今年度の状況、今後の対応等について明らかにすること。
- 2. 県及び県が運営等に関与する団体の組織と活動に、協会関連団体等が関与する、又は、県及び公的団体が協会関連団体等の行事等に後援・寄付・参加する等の事例がなかったか調べ、今後はいかなる関与もしないことを明確にすること。
- 3. 霊感商法や高額献金等の相談体制を充実させるとともに、消費者への普及啓発を強化すること。

山形県知事 吉村美栄子 様

日本共産党山形県委員会 県委員長 本間 和也 日本共産党山形県議団 渡辺 ゆり子 関 徹

2023年度 県政運営に関する提案・要望 新型コロナ対策に関連した緊急要望

県民のいのちと暮らしを守る県政の発展に尽力されていることに敬意を表します。

県民は、長引くコロナ禍と 40 年来で最大といわれる物価高で苦しんでいます。物価高に賃金が追いつかず実賃賃金が下がり、今年度の年金は、0.4%削減されています。スーパーに行っても食料品や日用品が高くなり、欲しいものが買えないとの声が世代を問わず寄せられています。年金が少ない高齢者からは、ガソリンなどの出費を抑えるため自宅にいようにも、光熱費が高く「取られるものばっかり上がる」との嘆きの声が聞こえます。学生は自炊するのもお金がかかるため、フルーツなどを食べてしのいでいたら、具合が悪くなり実家で療養したとの話も聞こえてきています。

子育て世代は、もれなく物価高騰の影響を受け、医療費や給食費、学童の費用などに負担感が増しています。困窮世帯は家計維持のため食費を減らしているとの報道もあります。子どもの食への影響も懸念されます。

さらに、新型コロナ第8波によって、これまで最悪とも言える事態が進行しています。死亡者数は、第7波の1.3倍(1月9日現在)です。高齢者施設等クラスター発生件数は急増し、感染者も大きく増えていると推測されます。医療従事者の感染と濃厚接触によって医療体制が制約されることで、コロナ医療も

それ以外の医療も危機的状況であり、救急搬送困難事案も急増しています。医療機関・介護施設等従事者の負担も限界を超え、人材確保にとっても深刻な影響が懸念されます。また、こうした中で、オミクロン対応ワクチン接種率が4 割程度にとどまっていることも大変憂慮されます。

大きな問題は、政府が「行動制限をせずに第7波を乗り切った」などと誤った認識を表明し、対策に必要な予算を充てようとしないばかりか、大企業の要請に応えるための「経済回復」のみを強調し、対策を緩める「5類化」の検討に躍起になっていることです。

岸田内閣は12月、2023年度政府予算案を閣議決定しました。社会保障費の 関連では保健所・衛生研究所の体制強化、保育士加算などが盛り込まれました が、増加はわずかばかりです。一方で、社会保障費の自然増は、概算要求時か ら1500億円の圧縮です。加えて、公的年金は4月分から実質0.3~0.6%減ら そうとしています。

コロナ対策も不十分で、中小企業予算、農業予算も連続の削減。「子育て予 算倍増」もありません。

岸田内閣は、安全保障三文書を閣議決定し、敵基地攻撃能力保有と先制攻撃 戦略、5年間で43兆円にのぼる大軍拡を強行しようとしています。それは、 集団的自衛権行使のもとで日本をアメリカの戦争に巻き込む道であり、「軍事 対軍事」のエスカレーションをもたらしてアジアの緊張を一層高める危険な道 です。同時に、来年度予算案で10兆円にのぼる軍事予算は、新型コーナ・物 価高騰対策など国民が切望する予算確保を困難にするとともに、大増税に道を 開くものです。

また、政府自身のこれまでの言明をも放棄するこのような大転換を国政選挙 での国民の審判も無く強行するなどは、民主政治を根底から破壊するものです。

日本共産党は軍事では無く、外交でアジアに平和の枠組みを構築する「外交ビジョン」を提唱しています。

かつてない課題が山積していますが、県民の苦難に寄り添い、だれ一人取り 残さないあったかい県政を掲げる吉村県政が、新型コロナ対策でもこれまで 様々な努力をおこなってきたことを評価しつつ、県民のいのちと暮らしを守る 施策を益々発展させていくことを心から期待し、下記の要望を行います。

知事との懇談項目

【大軍拡・負担増反対】

1. 敵基地攻撃能力保有と先制攻撃戦略、大軍拡・負担増について、 反対を表明し、政府に撤回を求めること。

【コロナ対策】

2. コロナ感染拡大を重大事態として県民に情報発信・説明すること。 救急搬送困難事案が生じないようになど対策強化を行うこと。

【物価高騰・子育て支援】

3. 市町村と連携して、物価高騰で負担感が増している学校給食費の 無償化を図り、子どもの医療費無料化を拡充すること。

【エネルギー対策】

4. 岸田政権の原発回帰方針に反対し、原子力に頼らない「卒原発」の姿勢を堅持し、引き続き国に訴えること。

【土砂災害】

5. 土砂災害警戒区域の再点検を急ぎ、点検方法や精度を最新の知見に基き改善強化すること。

新型コロナ対策に関連した緊急要望

- 1. 特別の記者会見の実施を含めて、県民に向けて現在の状況と 今後の見通し、感染拡大抑止対策の意義・効果などについて、 納得を得られるように丁寧に情報を提供し、偏見の根絶も含 めて、社会全体の共通認識の形成に努力すること。
- 2. 医療機関・介護従事者等、関係者の状況について、リアルタ イムで十分に把握すると共に、県民に説明し、支援策の必要 性も含めて理解を得ること。
- 3. ワクチン接種について、他の感染症では例を見ない回数が重ねられていること、接種率が5割にとどまっていること、不正確な情報が問題になっていること等から、有効性・安全性などの情報提供を強め、推進を図ること。
- 4. 当面、地方交付税水準に見合った保健師増員を行うこと。衛生研究所の体制を強化すること。保健所について、今後も想定しなければならない新型感染症感染拡大に対応するとともに、それ以外の業務も確保・充実することのできる抜本的な体制拡充をおこなうこと。
- 5. 病床のさらなる確保のため、新型コロナ対応医療交付金を地 方独自の感染予防対策・医療提供体制確保に柔軟に使えるよ う国に求めること。
- 6. 発熱患者の受け入れを多くの医療機関に行ってもらうため、 これまでの財政措置の復活も含め、受け入れに伴う助成や診 療報酬を手厚くすることを国に求めること。特に高齢者など 重症化リスクの高い発熱患者が、早期に確実に受診できる体 制を構築すること。
- 7. 救急搬送困難事案が生じないように県が中心となって医療機 関・救急との連携を強化すること。
- 8. 高齢者に特化した療養施設、臨時の医療施設の開設などを積

極的に進め、稼働病床の拡大も含め積極的な受け入れ体制の強化を進めること。

- 9. 高齢者施設の感染予防とクラスター発生への対応について、 人的支援をはじめとして対策を強化すること。
- 10. 幼稚園等教職員・保育士・学校職員への頻回検査を呼びかけ、 資機材提供をはじめとした環境整備を行うこと。検査はPCR検 査を拡大すること。
- 1 1. 医療機関、介護施設等への物価高騰対策を引き続き行うこと。 医療機関の診療や経営の現状把握を継続的に行い、減収補てんな ど直接支援策を国に要請すること。医療連携に取り組む市町村 立・民間立病院、開業医、薬局等を支援すること。
- 1 2. 自宅療養者に対して、感染した場合や濃厚接触者となった場合の療養期間や療養の留意点などについてわかりやすい資料を作成し、対象者・職場など関係者に配布し、説明すること。陽性者登録をしやすくすること。インターネットを使わない人などに配慮すること。食糧支援に生理用品、ミルクを必要とする人に届けること。
- 1 3. 観光関連・飲食業に止まらずコロナで影響を受けた全事業者に対し、事業復活支援金(旧持続化給付金)・家賃支援等の対象拡大と増額、その非課税化を国に求めること。県として直接給付を継続すること。無利子無担保融資の返済繰り延べをおこなうこと。
- 14. 失業・減収となった労働者への現金給付、食料支援などを継続し、拡充を図ること。
- 15. 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金、小学校休業等対応助成金を周知し、対象を実態に即して拡大し、迅速な支給を国に求めること。
- 16. 大学生や専門学校生の生活支援を継続・拡充すること。フードバンクなど市町村、民間の取り組みを支援すること。

17. 生活福祉資金特例貸付を継続し、特別定額給付金を適宜、実施すること。国に対して、給付の抜本的拡充、特例貸付の返済困難な人への免除・猶予の拡充を求めること。

2023年度予算要望。提案

【物価高騰対策】

- 1. 物価高騰で負担感が増している学校給食費を無償化すること。子どもの医療費無料化を拡充すること。学童保育料の利用料軽減措置を拡充すること。保育料無償化を推進すること。
- 2. プロパンガスも含めた家庭向け電力・ガス・食料品など価格高騰対策を行うこと。
- 3. 私立高等学校授業料軽減補助は、授業料助成上限額を引き上げ、 入学時納付金(入学金・施設整備費)や諸経費を含んだ毎月の納付金 を対象にすること。
- 4. 「低所得世帯の冬の生活応援事業」(福祉灯油)の対象を生活保護世帯に広げ、助成額増額を継続すること。市町村に事務費を交付すること。
- 5. 最低賃金の引き上げと全国一律化を中小企業支援策の充実(社会保険料の支援など)とともに国に求めること。
- 6. コロナ禍で過酷な労働と事実上の行動制限が続いている看護師・ 介護職・学童職員・保育士などケア労働者の処遇改善を進めること。
- 7. 保育士の配置基準の拡充を国に求めること。県独自に配置基準を拡充すること。
- 8. インボイス制度導入の中止を政府に求めること。フリーランスに対する相談支援、小規模事業者への支援を強化すること。地元発注を強めること。
- 9. 消費税の緊急減税を国に求めること。

【医療・福祉・ジェンダー】

- 10. 高すぎる国民健康保険税を協会けんぽ並みに引き下げることを目指し、国に公費投入を求めること。子どもの均等割り軽減(就学前 1/2)を拡充すること。国による単独医療制度へのペナルティ分を市町村に支援すること。
- 1 1. 地域医療構想による公立・公的病院の統廃合・病床削減を中止・ すること。OECD 加盟国でも貧弱な医師・看護師配置の見直しなど医 療体制の抜本的な拡充を国に求めること。
- 12. 奨学金拡充など介護・福祉などの職員養成を進め、事業所等の職員確保策を支援すること。国に対して抜本的な処遇改善を始めとする実効性の有る確保策を求めること。
- 13. 生活保護の申請は国民の権利であることを周知し、扶養照会は行わないこと。
- 14.介護保険事業で、サービスの抑制と負担増をもたらす政府の制度改悪等に反対するとともに、新型感染症のもとでもサービスを確保できる体制を目指すこと。保険料引き下げと、低所得者を始めとする保険料・利用料軽減の拡充を図ること。老人福祉の充実を図ること。
- 15. 困難な問題を抱える女性への支援体制構築のため女性相談員の常勤化、処遇改善を図ること。都道府県計画策あたっては、実態調査を進め、ライフステージに沿った支援計画を策定すること。
- 16.「生理の貧困」を女性の人権ととらえ、公共施設や学校トイレなどに生理用品を配置すること。国へ財源も含め要望すること。
- 17. あらゆる分野でジェンダーの推進を行うこと。アンコンシャスバイアス(性別による偏見・思い込み)解消に向けた取組、政策決定の場(管理職・審議会委員等)に女性の比率を高め、市町村に支援強化を行うこと。選択的夫婦別姓の実現、女性差別撤廃条約の選択的議定書批准、性暴力・DV被害支援の強化、セクハラ・パワハラ禁止を国に求めること。学校教育でLGBTQも含めたジェンダー平等教育計画を策定して推進すること。

- 18. 霊感商法等の悪質商法に対応する取組を強化すること。高校生、若者への啓発を強めること。
- 19. ひきこもり本人とその家族への支援について、支援件数や居場所の数などの数値目標を持って抜本的拡大を図ること。事業者・ボランティア組織等を支援し、研修等人材育成、訪問支援、居場所設置、地域ネットワーク構築、家族会の組織・支援を進めること。ひきこもり自立支援センター巣立ちと保健所の相談支援を抜本的に強化すること。巣立ちの庄内での出張相談をおこない支所設置を図ること。

【労働】

- 20. 看護師、保育士、学童、介護、障害者施設職員の処遇改善を図ること。
- 21. 企業の勤務終了後、次の勤務までに一定時間以上の「休息時間」を設ける勤務間インターバルの導入促進のため、事業所の実態調査と推進を図ること。
- 22. 女性・若者・障がい者の就労環境、ハラスメント対策など職場環境の改善を進めるため、職場環境改善アドバイザーを拡充すること。

【防災】

- 23. 防災事業・避難所の強化と、避難所・応急仮設住宅について人権を保障する基準を設けて整備を進めること。生活再建支援制度の拡充を行うこと。
- 24. 最上川や須川など大臣管理区間の整備計画実施を急がせること。 河川の維持管理・老朽化対策、改修を進めること。流下能力向上対策を強化・継続すること。
- 25. 土砂災害警戒区域等の再点検を急ぎ、点検方法や精度を最新の知見に基づいて改善強化すること。
- 26. 道路の除排雪予算を確保すること。雪による事故防止に努め、中山間地、高齢者、障がい者、ひとり親などの雪下ろしを支援すること。全ての児童・生徒の通学路の安全確保のための除雪を徹底す

ること。国に財政支援の拡充を求めること。

<u>【エネルギー】</u>

- 27. 岸田政権の原発回帰方針に反対し、原子力に頼らない「卒原発」の姿勢を堅持し、引き続き国に訴えること。
- 28. 再工ネの導入は、売電収入を中心に地域に利益がもたらされる事を目的に据え、利益分配、健康被害・災害防止、自然環境・景観配慮等で住民合意を得ることを事業者に求めること。洋上風力も住民への十分な説明を行って合意が形成されることを条件とすること。
- 29. 地球温暖化対策を強力に進めること。徹底した省エネ・再エネの普及、プラスチックゴミの削減など循環型社会の実現を行うこと。 県民運動を行うこと。

【農業】

- 30. 家族農業・小規模農業支援を強化すること。また、国に対して所得補償・価格保障、コメ政策の抜本的転換、食料自給率引き上げの実効ある政策を求めること。
- 31. 有機農業を推進すること。減農薬を進め、農薬を極力使わないで済むような農業技術の開発研究と普及を一層進めること。販路拡大、販売方法改善・強化取り組みへの支援を強めること。

【交通】

3 2. 地域公共交通の確保とともに交通弱者対策を始めとした市町村の対策を支援すること。国が公共交通に責任を持つことを求め、線路・駅などの鉄道インフラを保有・管理し、運行はJRが行う上下分離方式や、JR米坂線の災害復旧を急ぐよう国に求めること。整備新幹線を前提とした米沢トンネルは、途中駅住民の方の意見をよく聞くとともに、防災と安定運行の観点から、「現在の板谷ルート改良案」との比較検討を行い、再検討すること。

【教育】

33. 教員未配置を解消し、20人学級を目指し教職員の配置を拡充させ、「多人数単学級」を直ちに解消すること。

- 34. 異常な長時間労働の是正のために、学校の業務削減を進めること。一年単位の変形労働時間制を導入しないこと。
- 3 5. 受験競争の低年齢化と学校間格差をもたらし、経済力による生徒の選別につながる進学校の中高一貫校化政策を見直すこと。庄内中高一貫校ではそうした弊害の発生を抑制する対策をとること
- 36. 児童・生徒のストレスを拡大し「精神的幸福度」を低下させ、不登校・いじめ等の要因ともなっている競争主義と管理主義を見直し、一人ひとりの人間的成長を教育の最大の眼目とすること。全国いっせい学力テストの中止を国に求めること。
- 37. 不登校、いじめ、暴力、自殺などに対応する教職員配置の拡充で、国のスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置に上乗せして、勤務時間の拡充を図ること。市町村の教育支援センター(適応指導教室)への人員配置等への支援をおこなって、不登校等児童生徒への公的支援の拡充を進めること。県教育センターの関連する機能を拡充すること。
- 38. 困難な生徒の受け皿となっている通信制高校について、生徒の自立支援を十分おこない得る教職員配置を図ること。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置すること。全日制から通信制への「編入」の実態について十分把握し、全日制の困難な生徒の対策も充実させること
- 39. 学校 ICT 化に伴う、学校現場・保護者負担をなくすこと。高校 生のタブレット導入に係る経費は公費負担で行うこと。
- 40. 家庭教育は行政が家庭に介入せず、多様性と自主性を尊重すること。

【デジタル化】

4 1. デジタル化は業者任せにせず、県が責任をもって運用できる体制をとること。個人情報の保護に努めること。マイナンバーの取得の強制を行わず、監視社会づくりに用いないこと。デジタル化を理由に、人員削減を行わないこと。

以上

山形県議会議長 坂本貴美雄 様

日本共産党山形県議団 代表 渡辺ゆり子

「『令和5年度 政府の施策等に対する提案』(原案)」について会派としての意見を下記のとおり提出します。

〇「医師偏在の是正や自治体病院への経営支援強化等」について (p3)

・タイトルを「<u>医師養成数拡大と</u>医師偏在の是正」にアンダーラインの箇所を加筆修正し、提案事項 中(1)の「医師の<u>養成数を拡大するとともに、</u>都市部の偏在を是正」にアンダーラインの箇所を加筆、修正する

(理由) 医師多数県の東京でも OECD 平均程度にとどまっていることに見られるように、諸外国に比べ医師養成数が少ないことが本県の医師不足の根本要因となっているため。

〇「地方における多様な高等教育機会の創出等」について (p23)

・提案事項 中(1)の「遠隔授業による修得単位上限を緩和するなど、」 を削除

(理由)大学における授業は「面接授業すなわち対面授業を基本」(大学設置基準・現行基準第25条等)と示されているところ、コロナ禍でオンライン授業が進んだ結果、県内学生から「困った」「友人との交流が減った」などの意見が出されるなど、オンライン授業の課題が明らかになった。まず検証が必要と考える。また、遠隔授業の活用の促進は、県内の若者定着(県外流出)を防ぐ効果がある一方、県外の学生が県外から履修が可能となり、県外の若者の地元定着に貢献しない面があるため。

〇「学習環境改善・学校における働き方改革推進のための支援の充実」 について (p27)

・提案事項 中(1)の「中学校における 35 人以下学級を実現」の文言を「1 学級の標準人数を小学校 1 年生から小学校 3 年生までは標準 25 人以下、小学校 4 年生から中学校 3 年生までは標準 30 人以下を実現」の文言に入れ替える

(理由) 市町村教育委員会協議会が昨年 11 月、県教育委員会に要望した文書に「1 学級の標準人数を 1 年生から 3 年生までは標準 25 人以下、小学校 4 年生から中学校 3 年生までは標準 30 人以下を実現」の文言があるなど、関係者の一致した要望であるため。

○「がん対策の充実と骨髄移植ドナー確保のための支援制度の創設」に ついて (p83)

・提案事項(2)の文章に次のアンダーラインを加える「地域のがん医療提供体制の充実に向け、<u>病理医等の養成を拡大すると</u>ともに、遠隔診断等の・・・」

(理由)諸外国に比べ医師養成数が少ないことが本県の医師不足の根本要因 となっているため。

○「困難を有する子どもや家庭等に対する支援の充実・強化」について (p95)

・提案事項(3)に記載されている「、多様な民間事業者が参入するとと もにサービスの質を」を「、公的サービスを基本に、量と質を」に修 正。

(理由)経済力にかかわらず必要なサービスを公平に保障するには、 公的サービスが望まれるため。介護保険制度は民間参入によって、 そのことが損なわれた。

〇「国土強靭化と交流拡大に不可欠な山形新幹線『米沢トンネル(仮称)』 及びフル規格新幹線の早期実現』について (p101)

・提案事項 削除

(理由)整備新幹線は、高速化、安定化に寄与するが、着工の条件として、並行在来線をJRから経営分離することが事実上前提とされており、建設費用、地元負担、環境、既存交通の影響も定かでなく、県民の議論も尽くされたとはいえないため。

提案の各項目に岸田政権が推し進める「デジタル田園都市国家構想」 との文言が記載されています。政権は「地方を活性化し、世界とつなが る」ためとしますが、地方を活性化するためには、地方経済の主役であ る中小企業の振興や農山村の危機打開、全国一律最低賃金の実現こそが 必要と考えます。

デジタル田園都市国家構想は、デジタル庁の資料に「オープンデータの促進」「地域ビッグデータの活用」が明記され、行政機関などが持つ住民の膨大な個人情報を匿名加工した上で本人の同意なく民間に売り渡し、企業はそれを使って事業を展開することが想定されます。個人情報に関する権利をないがしろにする施策も含まれており、注意が必要と考えます。

以上

支出科目	整理番号
調査研究費	16

事業名、使途及び内容等

インボイ ス制度導入に関する影響調査に係る駐車場代

支出年月日 支出先 令和4年8月25日(木) 県民べにばな駐車場

支出(領収書)の総額 政務活動**費**の支出額 200円

活動年月日(期間)

令和4年8月25日(木) から 令和4年8月25日(木) まで

場所

山形市シルバー人材センター

面談の有無

別紙

(有りの場合は相手方)

特記事項

領収書その他の証拠書類の添付欄

県民べにばな駐車場

領収証

79 機 #03 A 精算No.000975 発券機 #01 発券No.081642 入庫時刻 2022年 8月25日(木) 09:49 出庫時刻 2022年 8月25日(木) 11:01 駐車時間 1:12 駐車料金 A料金 200円 合 計 200円 現金領収額 200円 お預り 200円 お釣り 們

またのご利用をお待ちしております。

按分による支出がある場合の記載事項

按分の率

(-)

按分による政務活動費の支出額 (-)

経費の一部に充当した支出の場合の記載事項

政務活動費の支出額

支出科目	整理番号
調査研究費	19
	The second secon

事業名、使途及び内容等

2022年8月豪雨被害等に関する調査(川西町の被害状況、特に農業用ため池決壊など現状を把握する。 また、玉庭にある川西ソーラーパーク太陽光発電所の状況を把握)に係る高速道路料金

支出年月日

令和4年8月24日(水)

支出先

NEXCO東日本

支出(領収書)の総額

830円

政務活動費の支出額

活動年月日 (期間)

令和4年8月24日(水) から 令和4年8月24日(水)

まで

場所

川西町

面談の有無

別紙

(有りの場合は相手方)

特記事項

山形上山IC→南陽高畠IC

領収書その他の証拠書類の添付欄

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

領収書

料金所 南陽高畠

NEXCO東日本お客さまセンター 0570-024-024 または 03-5308-2424

22年 8月24日13時20分

車種 普通

通行料金

¥830-

(現金)

一入口料金所一 山形上山

ETCなら小銭不要、各種割引もあります。

便利でお得なETCをせひご利用下さい。

東日本高速運路株式会社

東京都千代田区賞が開3~3~2

取扱番号201 -01291300 -00

按分による支出がある場合の記載事項

按分の率

(-)

按分による政務活動費の支出額 (-)

経費の一部に充当した支出の場合の記載事項

政務活動費の支出額

支出科目	整理番号
調査研究費	21
事業名 使涂及	7℃内交至
	O.114.4

統一協会 (世界平和統一家庭連合) の裁判例に関する調査に係るコピー(複写機等利用収入)代

支出年月 日

令和4年9月15日(木)

支出先

山形県立図書館山形県出納員

支出(領収書)の総額

210 円

政務活動費の支出額

210円

活動年月日 (期間)

場所

面談の有無

(有りの場合は相手方)

特記事項

9月定例会一般質問での参考資料とした。

領収書その他の証拠書類の添付欄

別紙

按分による支出がある場合の記載事項

按分の率

(-)

按分による政務活動費の支出額 (-)

経費の一部に充当した支出の場合の記載事項

政務活動費の支出額

山形県 領収証書 -								
年度	会計	か	行	機問	[]	起票	番号	內訳番号
0 4	0 1	7 0	1	0 0	4	2 2	5 7	
歉	項	Ħ		飾				Di Lii
14	0 8	0 5	1	3 :	1			
納入	设務者		-	 				
住所山下市青田2-10-5 氏名山下小县議会議员 12 27 申川子 様 納入金額 42/0 領収日今和4年9月15日								
納 入 理 由 複写機等利用収入								
摘要 (第一大規) 土 情報 総 合デタバース (年) (4) 19 イムズ 1121号 202頁」 複写 上記の金額を領収しました。 領 会計管理者 (図) 済日								
	山形山形	界出線	計劃		1	日 付 訂		
		(糸内	入事	6務る	用)			3 - 2

支出科目 整理番号	-	
調査研究費 30 事業名、使途及び内容等		
保育士配置の現状を把握する	ため、山形市への行政文書が	公開に係る費用
	A = = / 1 \	
支出年月 日 支出先	令和4年8月17日(水) 山形市	
	Frt \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	
支出(領収書)の総額	960 円	
政務活動費の支出額	960 円	
活動年月日(期間) 場所		
 面談の有無		
(有りの場合は相手方)		
特記事項	県議会11月閉会中厚生環境で た質問をするための資料とした。	常任委員会の質問で、保育士配置に関する実態を踏ま
	,=,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
領収書その他の証拠書類の	添付欄	
		別紙
按分による支出がある場合	の記載事項	
按分による支出がある場合 按分の率 (-)		5 政務活動費の支出額 (-)
	按分による	5 政務活動費の支出額 (-)

氏名 (名称) 山形県議会議員 渡辺ゆり子 様 住所 (所在地) 山形市青田2-10-5

行政文書の公開に係る費用として、 次の金額を領収しました。

	区分	数量		単価	金額
<u> </u>			·	7	立 銀
	モノクロ	86	枚	10	860 円
zan	カラー		枚	20	円
費用	カセットテープ		巻	120	円
与 し	ビデオテープ		巻	250	FI
の 交	FD		枚	60	円
付)	CD-R	1	枚	100	100円
	DVD-R		枚	200	円
	委託複写		枚		円
	納付額			¥9	60 円

令和 年 月 日

山形市 出納員

市民相談課長 佐々木 和彦

・ 出納員印のないものは無効です。 (請求者用)

令和4年度政務活動費支払証明書

支出科目 調査研究費

支払年月日 支払額 支払先 (有の場合						(単位:円)
R4.8.25(木) 251円 別紙 「場所】山形市シルバー人材センター 自宅→山形市ラサー自宅	支払年月日	支払額	支払先	面談の有無 (有の場合) は相手方	内容及び場所	
【場所】山形市シルバー人材センター 目宅→山形市ラサ→自宅 【詳細はNo16領書等添付票参照 【内容】2022年8月豪雨被客等に関する調査(川西町の被害状況、特に農業用ため池決壊など現状を把握する。また、玉庭にある川西ソーラーバーク太陽光発電所の状況を把握して係る交通費 86.0km 自宅→川西町名→自宅 【場所】川西町					【内容】インボイス制度導入に関する影響調査に係る 交通費	自家用車利用 37F ×6.8km
の被害状況、特に農業用ため池決壊など現状を把握 する。また、玉庭にある川西ソーラーバーク太陽光発 電所の状況を把握しに係る交通 費	R4.8.25(木)	251円		別紙	【場所】山形市シルバー人材センター	自宅→山形市テル サ→自宅 【詳細はNo16領収 書等添付票参照】
の被害状況、特に農業用ため池決壊など現状を把握 する。また、玉庭にある川西ソーラーバーク太陽光発 電所の状況を把握しに係る交通 費		g				
【場所】川西町 【よ細はNo19領					の被害状況、特に農業用ため池決壊など現状を把握する。また、玉庭にある 西ソーラーバーク太陽光発	自家用車利用 37円 ×86.0km
(日本のは2001年度) 日本の (日本の) 日本	R4.8.24(水)	3, 182円		別紙	【場所】川西町	
						【詳細はNo19領収 書等派付票参照】
計 3,433円	計	3, 433円				

上記のとおり相違ないことを証明します。

。 議員氏名 渡辺 ゆり子



令和4年度政務活動費支払証明書

_支出科目 調査研究費

	7			(単位:円)
支払額	支払先	面談の有無 有の場合 は相手方	内容及び場所	備考
	-		【内容】「過労死等防止対策推進シンポジウム」(厚生 労働省主催)の参加に係る交通費(ガソリン代)	自家用車利用 37円 ×17.6km
651円			【場所】山形国際交流プラザ 山形ビッグウィング4階中会議室	自宅→山形国際交流プラザ 山形ビッグウィング → 自宅 ・
	841			
651円				
	支払額 651円	支払額 支払先 651円	651円	支払額 支払先 (有の場合)

上記のとおり相違ないことを証明します。 議員氏名 渡辺 ゆり子



支出科目 整理番号	
広聴広報費 39 事業名、使途及び内容等	
支出年月 日 支出先	令和5年1月 ₋ 3日(金) 社会福祉法人 山形県コロニー協会 山形銀行
支出(領収書)の総額 政務活動費の支出額	319,550 円 319,550 円
活動年月 日(期間) 場所	
面談の有無 (有りの場合は相手方) 特記事項	
DE dry the standard or the sta	
領収書その他の証拠書類の添	可利 別紙
	չար բանական արագահանական արագահանական արագահանական արագահանական արագահանական արագահանական արագահանական արագահա
接分による支出がある場合の記]俄事項
接分の率 (-)	按分による政務活動費の支出額 (-)
経費の一部に充当した支出の	場合の記載事項
政務活動費の支出額	(-)

振込金受取書(兼手数料受取書) 預金払戻請求 預金口座振替による振込受付書(兼手数料受取書)

●おな	050113	振み手数料の
おなまえの濁点 (** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** *	世形 銀行	金額 3 1 9 0 0 0
ン【先	(本文店名) 漢字などを左づめでご記入ください 支 店	○振込先銀行への通知は、受取人名等をカナ文字により送信します。○振込依頼書に配置相選等の不備があった場合には、照会等のために振込が遅延することがあります。○やむを得ない事由による通信機器、回線の障害等によって振込が遅延
や半濁点(。) も一文字としてご記入くださいお 受 取 人	類	することがありますのでご了承ください。 本振込は、振込規定により取扱させていただきます。
も一文字	こしゃカイフクシホウシ シーヤマ	株式山形銀行 (出版)
取人		原 庁 支 店 (注) 預金以戻する・預金□座
入くださ	社会福祉之人 山形県コロニー協会 様 (カタカナ) (左づめでご配入下さい ②姓と名の間にひとマスあけてください	このおフリコミは 振替による振込支付 (兼 手数料受取費) の場合、 いま す います
いっこ		日中のご連絡先 (電話・携帯番号)
依 頼 人		・お振込は便利でお得な ATM 振込をご利用ください。 ・午後 2 時以降は窓口が大変混雑いたします。 お振込はできるだけ午後 2 時までにご依頼ください。

支出科目	整理番号
広聴広報費	40

事業名、使途及び内容等

渡辺ゆり子の県政報告No25の折込代(147,840円)と振込手数料(550円)

支出年月日

令和5年1月13日(金)

支出先

株式会社 山形コミュニティ新聞社

山形銀行

支出(領収書)の総額

148,390 円

政務活動費の支出額

148,390 円

活動年月日 (期間)

場所

面談の有無

(有りの場合は相手方)

特記事項

見本は整理番号39参照

主な配布先は、滝山地区、第6地区、第5地区の一部、蔵王地区の一部、第8地区の

一部、東沢地区の一部など

領収書その他の証拠書類の添付欄

別紙

按分による支出がある場合の記載事項

按分の率 (-)

按分による政務活動費の支出額 (-)

経費の一部に充当した支出の場合の記載事項

政務活動費の支出額

電信扱

振込金受取書(兼手数料受取書) 預金払戻開求書による振込受付書(兼手数料受取書)

★太線	ご依頼日		振 込 手 数 料 領収済
太線の枠内を黒のボおなまえの濁点("	お 振	山 形 銀行	金 6 + 19 9 + 7 5 7 + 6 + 円 1 4 7 8 4 0
1	込 先	(本支店名) 漢字などを左づめでごに入ください 字 (本支店名) 漢字などを左づめでごに入ください 支店	○振込先銀行への通知は、受取人名等をカナ文字により送信します。○振込依頼量に記載相違等の不備があった場合には、照会等のために振込が遅延することがあります。
ルペンで強くお書きくださいや半濁点(。)も一文字としてご記入ください		五	○やむを得ない事由による通信機器、回線の障害等によって振込が遅延 することがありますのでご了承ください。 ○本振込は、振込規定により取扱させていただきます。
の書きくだり	お受		株式山形銀行 出版 20 円 会社 山形銀行
さいてご記	取人	プタコミューティンシフ (漢字)	9. 15 万禄军事税 山形雪号 18 日 泉厅支店 店
入くださ		株式会社 山市シコミュニティ新聞社 様	のおフリコミは による振込受付害 (兼 翌営業日扱い 教料受取事) の場合、 となりま 紙の貼付は行いません。
l,	ĩ		日中のご連絡先 (電話・携帯番号)
	依頼	L プロリー 1 1 1 1 1 1 1 1 1	・お振込は便利でお得な ATM 振込をご利用ください。 ・午後 2 時以降は窓口が大変混雑いたします。
	人	山川が保証を対する数とはもという方	お振込はできるだけ午後2時までにご依頼ください。

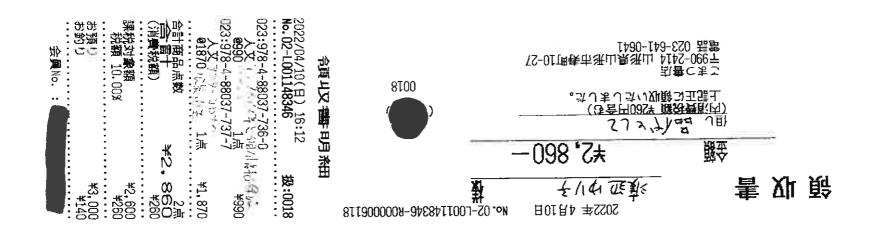
支出科目 整理番号	7		
広聴広報費 41 事業名、使途及び内容等	1		
	27 //2 /100 F10FE) 1 #F24	T * () (F O T)	
渡辺ゆり子の県政報告No25の折	込代(123,519円)と振込	手 数科(550円)	
支出年月日 支出先	令和5年1月13日(金) 山新折込センター		
	山形銀行		•
支出(領収書)の総額 政務活動費の支出額	124,069 円 124,069 円		
活動年月日(期間)			
場所			
面談の有無			
(有りの場合は相手方) 特記事項	見本は整理番号39参照		
 領収書その他の証拠書類の添	付欄		
		別紙	
按分に よる支出がある場合の	記載事項		
按分による支出がある場合の	<u> </u>	ではなどは、中央の一手にはなって	
按分の率 (-)	按分によ	、る政務活動費の支出額 (-)	
	按分によ	:る政務活動費の支出額 (-)	

電信扱

振込金受取書(兼手数料受取書) 預金払戻するによる振込受付書(兼手数料受取書)。

●おな		振込手数料
た象のやりを張うざいおなまえの濁点(") お振込 先		金額 10億 +億 億 千万 百万 +万 万 千 百 + 円 月 1 2 3 5 1 9
		○振込先銀行への通知は、受取人名等をカナ文字により送信します。・振込依頼』に記。相違等の不備があった場合には、照会等のために振込が遅延することがあります。○やむを得ない事由による通信機器、回線の障害等によって振込が遅延
や半濁点(。)も一文字とし		することがありますのでご了承ください。 本振込は、振込規定により取扱させていただきます。
も一文字と	え ヤマシンオッコミセンター	株式山形銀行 5型 3型 3
いてご記	おなまえ(漢字)	県庁支店 店 注)Madaging · 預金D座
大ご記入ください	山 洋介 子介 シ セ ンター 様 (カタカナ) ①左づめでご配入下さい ②姓と名の間にひとマスあけてください	この。 コミは 振替による振込受付書(兼
		日中のご連絡先 (電話・携帯番号)
依頼人	加邦(駅) 山 干シ県 議会議員、渡辺 サリチ	・お振込は便利でお得な ATM 振込をご利用ください。 ・午後 2 時以降は窓口が大変混雑いたします。 お振込はできるだけ午後 2 時までにご依頼ください。
	様人	SAME OF CONTINUE DAY OF CHECKING CO.

	領収書	等 添 付 票	
支出科目 整理番号			
資料購入費 7 事業名、使途及び内容等	, ,		
	黄の144くラ」「アカタ	一 ダーコロナの公衆衛生」の書籍購入費	
アングル以早と四八月秋 木	受 Vノ V笋 \ \ 」	- ニュー・の公外附生」の香栽映八貞	
支出年月日 支出先	令和4年4月10日(日) こまつき店		
	Sec. Mies		
支出(領収書)の総額 政務活動費の支出額	2,860 円 2,860 円		
活動年月日 (期間)			
場所			
面談の有無			
(有りの場合は相手方) 特記事項	活用目的は別紙		
領収書その他の証拠書類の済	※付·欄		
		別紙	
接分による支出がある場合 σ	? 裁車項		
	1		
接分の率 (–) 		トによる政務活動費の支出額 (-)	
経費の一部に充当した支出	の場合の記載事項		
政務活動費の支出額	(–)		



支出科目	整理番号
資料購入費	20

事業名、使途及び内容等

「保育白書2022」「女性白書2022」の書籍購入費

支出年月日

令和4年9月10日(土)

支出先

こまつ書店

支出(領収書)の総額

6,600 円

政務活動費の支出額

6,600 円

活動年月日 (期間)

場所

面談の有無

(有りの場合は相手方)

特記事項

保育に関する都道府県施策の現状を参考に厚生常任委員会で保育士不足対策強

化を発言した。

ジェンダーを平等をめぐる国内外の動き資料を参考に一般質問で女性の人権、ジェ

ンダー平等実現を取り上げた

領収書その他の証拠書類の添付欄

別紙

按分による支出がある場合の記載事項

按分の率

(-)

按分による政務活動費の支出額 (-)

経費の一部に充当した支出の場合の記載事項

政務活動費の支出額

No. 03-L000596368-R000002974 2022年 9月10日 領収書 校正 4173 ¥6,600-但し 大八 べて (内消費税額 裕功円含む) 上記正に領収いたしました。 こまつ書店 〒990-2414 山形県山形市寿町10-27 電話 023-641-0641

0080

023:978-4-593-10375-1 人文 (3630 024:978-4-89464-291-1 数首 62970

支出科目	整理番号
資料購入費	22
7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	10 10 . L. Alle 44.44

事業名、使途及び内容等

「子とも白書2022」書籍購入費

支出年月日

令和4年9月16日(金)

支出先

こまつ書店

支出(領収書)の総額

3,080 円

政務活動費の支出額

3,080 円

活動年月日 (期間)

場所

面談の有無

(有りの場合は相手方)

特記事項

子どもをめぐる現状分析を参考に一般質問で、学校給食費無償化、校則の見直しを

取り上げた

領収書その他の証拠書類の添付欄

別紙

按分による支出がある場合の記載事項

按分の率 (-)

按分による政務活動費の支出額 (-)

経費の一部に充当した支出の場合の記載事項

政務活動費の支出額

領収

盤

ごまつ書店 〒990-2414 山形県山形市寿町10-27 電話 023-641-0641

からみは強 2022年 9月16日

No. 02-L001209824-R000007062



領収書明細

2022/09/16(金) 1 No. 02-L001209824	6:22	扱:0025
014:978-4-7803-1	232-4	
e3Ö80	1点	¥3,080
合計商品点数 合富十 (消費税額)	¥ 3.	. OSO ¥280
課税対象額 税額 10.00%		¥2,800 ¥280
お預り お釣り		¥5,000 ¥1,920
会員No.:		

支出科目 整理番号 人件費 事業名、使途及ひ内容等 事務職員 給与4月分 振込手数料 110円 支出年月日 支出先 山形銀行 支出(領収書)の総額 247,910 円 政務活動費の支出額 61,977 円 活動年月日 (期間) 場所 面談の有無 (有りの場合は相手方) 特記事項 別紙「業務のうち政務活動に関する覚書」による業務内容 領収書その他の証拠書類の添付欄 別紙 按分による支出がある場合の記載事項 按分の率 (1 4) 按分による政務活動費の支出額 (61,977円) 経費の一部に充当した支出の場合の記載事項 政務活動費の支出額 (-)

給料支払明細書(控)

(2022 年 **以**月分) **以月28日**

動 一 動 一 定 時間 が 上 定 時 間 が 正 定 時 家 が よ	時 外分6 本 間外	動 給 賃金	皇金公	> K	\$ 0 S	F	5.
定時間 鬼 所定時	外分(本 問外:	動 給 賃金		> 🛠	×8	j	2
鬼 所定時	本間外	給賃金		> 🗴	X8		
							_
	Į	₹£					
继 康 6 介 渡 6 写 生 证 用 保 折 7	年	料料金料碗	2	X/3/ 2/ 5/0	260000000000000000000000000000000000000	000000000000000000000000000000000000000	
	i	t	15	52	75	8	
	合 健康生 保 伊 生 保 行 工 所 工 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人	合 健康保 保 保 保 作 保 作 保 年 保 年 保 年 (大 一 大 一 大 一 大 一 大 一 大 一 大 一 大 一 大 一 大	合 計 键 保 條 料 全 件 保 條 料 金 料 稅 稅 稅 稅 稅 稅 稅 稅 稅 稅 稅 稅 稅 稅 稅 稅 稅	合 計	合 計 2 / 2 / 3 / 3 / 3 / 3 / 3 / 3 / 3 / 3 /	合 計 2×7号 健康保険料 / 39位 健康保険料 / 39位 原 生 年 金	合 計 ≥ 4 7 8 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0

Nem-44 EQE

图、山形默行

			領 収	書等為	系付 票				
支出和	· 目	整理番号	_						
人件	費	2							
<u>事業名、</u>	使途及	び内容等							
事務職員	社会保	:険料3月分							
支出年月日 支出先			令和4年5月2日(山形年金事務所						
支出(領収 政務活動費			72,696 円 9,195 円						
活動年月日 場所	(期間)								
面談の有無 (有りの場 特記事項		≅方)	別紙「業務のうち 康・厚生年金保隆 (36,780円)を1/	険料額の1/:	2(事業所負	書 」による業務 担分)と子ども	内容 充当額 >・子育て拠出	の計算方法は、 金額の合計	健
領収書そ	の他の	証拠書類の添	· 付欄						
							別紙		
按分によ	る支出	かある場合の	記載事項			·			
按分の率		(–)			る政務活動	動費の支出額	額 (—)	
経費の	一部にす	で当した支出の	の場合の記載事	項					_
政務活動	費の支	出額	(9,195円)					

あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。

なお、納入告知書を指定の金融機関に送付しましたから、指定 振替日(納付期限)前日までに口座残高の確認をお願いします。

事業所整理記4	01:	ニヘネ	事業所	看号 064	429				
納付目的年月	令和	4年	4月	納付期限	令和	4年	5月	31	В
健身	勘定		厚	生年金萬	定	子ども	・子育で	支援基	淀
健康	保険料		19	生年金保	食料	子ども	・子育で	(拠出:	金
	2	7, 912			43, 920			8	64
合	計		額				¥72,	696	円

下記の金額を指定の金融機関から口座振替により受領しました。

令和 4	年 3	月分	保	険	料领	B	令和	4年	5 月	1 2	2 日
健貝	勘定	=:-		厚生	E年金	勘	定	子ども	・子育	て支援	勘定
健康	保険料			厚约	上年金 伊	険	料	子ど	も・子青	て拠出	金出
	27,	912				4	3, 920			{	364
合	計	1	額						¥72,	696	円

令和 4年 5月 20日

歳入徴収官

厚生労働省年金局事業管理 /日本年金機構

山形

年金事務所

990-2462 山形市 深町 1-1-45

日本共産党山形県議団

02/02 11088467

(裏面へつづく)

支出科目	整理番号
人件費	3

事業名、使途及び内容等

事務職員 給与5月分 振込手数料 110円

支出年月日 支出先

令和4年5月31日(火)

山形銀行

支出 (領収書) の総額 政務活動費の支出額

247,910 円 61,977 円

活動年月日 (期間)

場所

面談の有無

(有りの場合は相手方)

特記事項

別紙「業務のうち政務活動に関する覚書」による業務内容

領収書その他の証拠書類の添付欄

別紙

按分による支出がある場合の記載事項

按分の率 (1/4)

按分による政務活動費の支出額 (61,977円)

経費の一部に充当した支出の場合の記載事項

政務活動費の支出額

給料支払明細書(控)

(2022 年 5 月分)

-	分 働 日 数 分 働 時 間	皇多月3月19日時分
所	定時間外労働	
	基 本 給	244800
支	所定時間外資金	
^	家族手当	3000
給		
額		
181	交 通 費	
4	合 計	247800
-	健康保険料	13956
en:	介護保険料	
	炉 生 年 金	21960
-	加用保険料	7.43
íŧ	所_得_程 在 起 報	5200
ŀ	住 民 税	10900
d .	Bi 払 金	·
ŀ		
24 5		52759
Ž2	三引支給額	1195041

图 山形銀行。

		領収書等添付票
支出科目	整理番号	
人件費 事業名、使途	及7%内农生	
事務職員 社会	保険料4月分	
支出年月日		令和4年5月31日(火)
支出先		山形年金事務所
 支出(領収書)の		72,696 円
政務活動費の支出	は額	9,195 円
活動年月日(期間	引)	
場所		
面談の有無	7 - 1	
(有りの場合は相 特記事項	1手力)	別紙「業務のうち政務活動に関する覚書」による業務内容 充当額の計算方法は、優
		康・厚生年金保険料額の1/2(事業所負担分)と子ども・子育て拠出金額の合計 (36,780円)を1/4で算出した。
		(00,100) 17 (21) 1 (3441070)
領収書その他	の証拠書類の添	付欄
「良代質 こ Vノ 匹	<u> </u>	
		別紙
接分によるす	出がある場合の	記載事項
按分の率		按分による政務活動費の支出額 (-)
経費の一部は	こ 安当した 安田(の場合の記載車項

政務活動費の支出額 (9,195円)

あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。

なお、納入告知書を指定の金融機関に送付しましたから、指定 振替日(納付期限)前日までに口座残高の確認をお願いします。

事業所整理之時	01	ヘネ	事業所	F 064	29			
納付日的年月	令和	4年	5月	前付期限	令和	4年	6 Я	30 n
健康	勘定		厚	生年金萬	 定	子ども	子育て	支援勘定
健康	保険料		厚	生年金保持	料	子ども	・子育"	で拠出金
	27	912			43, 920)		864
合	計	1	額				¥72	696 円

下記の金額を指定の金融機関から口座振替により 受領しました。

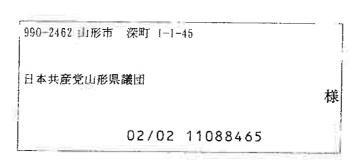
分和 4	4 4	月分	保	険 料	和权以	令和	4年	5 я	31	В
健周	勘定			厚生な	金勘	定	子とも	・子育て	支援	助定
健康	保険料			厚生年	金保険	料	+₽ŧ	・子育	て拠出	金
	27,	912			4	3, 920			8	64
合	計		額	-				¥72.	696	円

帝和 4年 6月 20日 歲入徵収官

厚生労働省年金局事業管理課題

同土前・剛賞 中国市事業 同世界を制造 日本年金機構 山形

年金事務所



(裏面へつづく)

 支出科目
 整理番号

 人件費
 5

事業名、使途及び内容等

事務職員 給与6月分 振込手数料 330円

支出年月日 支出先

令和4年6月30日(木)

支出(領収書)の総額 政務活動費の支出額

248,130 円 42,294 円

活動年月日 (期間)

場所

面談の有無

(有りの場合は相手方)

特記事項

別紙「業務のうち政務活動に関する覚書」による業務内容

県議会に来庁しなかった6/22~6/30までを対象から外したため、15/22日を乗じた額

を充当した

領収書その他の証拠書類の添付欄

別紙

按分による支出がある場合の記載事項

按分の率

(15/88)

按分による政務活動費の支出額 (42,294円)

経費の一部に充当した支出の場合の記載事項

政務活動費の支出額

給料支払明細書(控)

(2022年 6 月分)

__6月30日

9	ğ ş	D	П	Ì	汝	#	Ž	H	3			22	~	Н
9	5 A	R)	蹐	1							ţ			分
Īÿ	促制	专問	外	労化	W)			_		Ţ	#			分
	基		本		紿		12	1	K	15	2/2	0		
支	所	这時	間	外	竹金		1				-			
	家	13	_	手	当	-			3	6	10	OK	Г	****
								Γ						
紿			_					L						
							_	L					_	
和	<u></u>		Va.		_				_	L				
101	交		通	_	驭		L	-		L	_			
	合			_	雷宁		2	K	2	8	0	0		
				_	料	L		1	3	9	5	6		
	-	n (j	-		-						Ü			
14	厚	_		_	金			2	1	9	6	0		
11	ht.		-	_	料					7	4	3		
in	Ht.	_	()		梲				5	2	0	0		
11	Œ	į	Ε.	_	站			1	2	2	0	0		
4														
91				_						Ü				,
1	Ji)		14_		1									
_[合				ri l			51	4	a	5	9		
k	1 41	支	綸	1	(Î		1	9		7	4	7		

コクヨ シン-113N



置(山形銀行)

 支出科目
 整理番号

 人件費
 6

事業名、使途及び内容等

事務職員 社会保険料5月分

支出年月日

令和4年6月30日(木)

支出先

山形年金事務所

支出(領収書)の総額

72,696 円

政務活動費の支出額

9,195 円

活動年月日 (期間)

場所

面談の有無

(有りの場合は相手方)

特記事項

別紙「業務のうら政務活動に関する覚書」による業務内容 充当額の計算方法は、健 康・厚生年金保険料額の1/2(事業所負担分)と子ども・子育て拠出金額の合計

(36,780円)を1/4で算出した。

領収書その他の証拠書類の添付欄

別紙

按分による支出がある場合の記載事項

按分の率

(-)

按分による政務活動費の支出額 (-)

経費の一部に充当した支出の場合の記載事項

政務活動費の支出額

(9,195円)

保険料納入告知額・領収済額通知書

3914

あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。

なお、納入告知事を指定の金融機関に送付しましたから、指定 振替日(納付期限)前日までに口座残高の確認をお願いします。

事業所要理記号 [] 1 二	77 #	RME	1 064	29			
植伊日的年月 台和	4年 6	Л	納付明以	令和	4 4	8 /1	1.11
健康勘定		厚?	生年金萬	定	子だむ	- 子育で	支援勘定
健康保険料		厚约	生年金保険	奏料	7.E.t	・子育で	拠出金
27	912			43, 92	0		864
合 計	額					¥72, €	96円

下記の金額を指定の金融機関から口座振替により 受領しました。

会和	4 4	5	11	分份	铁	料	質な	4 合	#1	4 4	6 11	30 #
傑	康勘是	Ē		7	摩	生生	F金l	协定		726	· 747	支援勘定
	-				厚	生年	金保	険料		子ども	子有	て製出車
-		27	51	2	-	-		43.	920			864
合	é	-		100							¥72,	696 F
	健	健康勘定	健康勘定 健康保料 27	健康勘定 健康保険料 27, 91	健康勘定 健康保険料 27, 91.2	健康勘定 厚 健康保険料 厚 27, 912	健康勘定 厚生全 健康保険料 厚生年 27, 912	健康勘定 厚生年金 健康保護科 厚生年金保 27, 912	健康勘定 厚生年金勘定 健康保護科 厚生年金保険料 27, 912 43,	健康勘定 厚生年金勘定 健康保険料 厚生年金保険料 27, 912 43, 920	健康勘定 厚生年金勘定 子ども 健康保険料 厚生年金保険料 子ども 27,912 43,920	健康勘定 厚生年金勘定 + とも・チョマ 健康保険料 厚生年金保険料 子とも・チョマ 27, 912 43, 920



(裏面へつづく)

支出科目 整理番号			
人件費 8 事業名、使途及び内容等			
事来石、CMXUTT在守			
穷			
 支出年月日	令和4年7月7日(木)		
支出先	山形労働局		
	1 1/15 24 1-241. 5		
支出(領収書)の総額	50,804 円		
政務活動費の支出額	8,502 円		
 活動年月日(期間)			
場所			
面談の有無 (有りの場合は相手方)			
(有りの場合は相子力) 特記事項	充当額の計算方法は別線	6 1.	
1,4 2,5 2	70 - 10X - 101 34-77 17 (87) 1/4	P-C	
領収書その他の証拠書類の添	: (十楣)		
IN DEAL CONTRACTOR IN THE PROPERTY OF THE PROP	1 1 1/10	別紙	
按分による支出がある場合の	記載事項		
	4+ /\ 1-	アトブル安江和東の十四年(,
按分の率 (-)	按分(こよる政務活動費の支出額 (-	-)
経費の一部に充当した支出	の場合の記載事項		
政務活動費の支出額	(8,502 円)		

労働保険料の事業主負担分は、下記のように計算した。

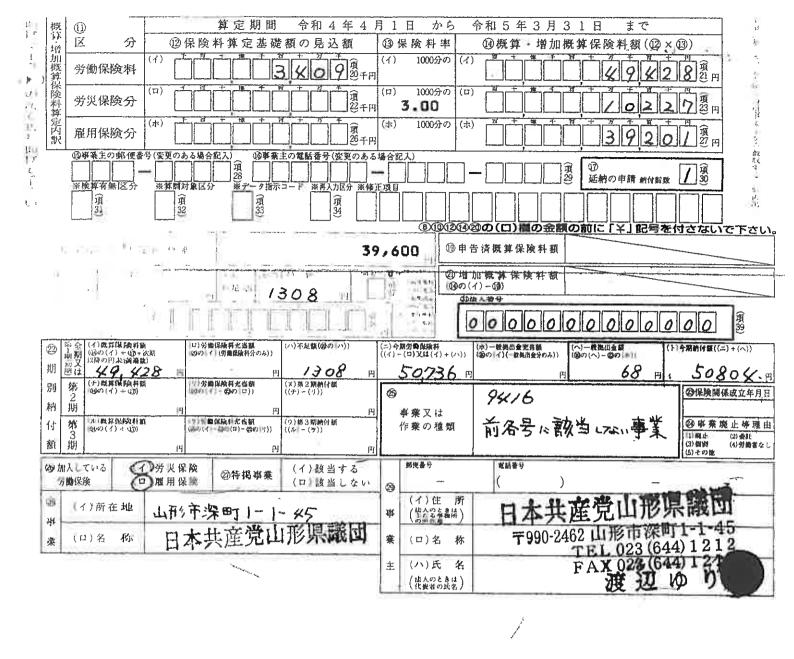
労働保険料 50,804 円

内訳		事業主負担割合	事業主負担額
R4 年度概算払い	49,428 円		
	16,197円(雇用保険4~9月)	6.5/9.5	11,082 円…①
	23,004 円(雇用保険 10~3 月)	8.5/13.5	14,484 円…②
	10,227 円(労働保険)	10/10	$10,227 + \cdots$
R3 年度清算	1,308 円	6/9	872 円…④
一般拠出金	68 円	10/10	68 円…⑤

事業主負担額(①+②+③+④+⑤)=36,733 円

充当額については、(①~⑤) それぞれに従事実績(各月の)に基づいて按分し、さらに 1/4 で案分して計算した。

- ① \times (4+15/22+14/20) /6 = 9,940 円····⑥
- ② \times (5+7/10) /6 = 13,759 \cdots
- (③+④+⑤) × (9+15/22+14/20+7/10) /12 =11,167×0.92348=10,312 円…⑧ 充当額は(⑥+⑦+⑧)×1/4=34,011×1/4 =8,502 円



06-1-01 117417-000 E



	労 傷	保険 概算・増加概算・確定保険 理験被事最高法 一般 1金 一記のとおり申告しま	(4 76 争来	学体 0 1 2 3 4 08 6 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	0006697
(本) 分(年) 分(日) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本	都追府県 所掌	管轄 基 幹 番 号 枝 番 3 1 1 1 7 4 1 7 - 0	が 号 (項 0 0 2 01 1	各種区分		106R-006697
(1877) () ()	型增加平月日(元 元等 —	3 本業廃止	等年月日(元号: 令和は9) 第一 月 - 月 -	※事業廃止 「間」項 「項」 「項」 「 5	山交ビル3階	丁目2番1号
ず ほ い ナ =	4 新時使用労働	野数 5 履用保険被保険者数 1 7 7 7 百 十 4 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	() ()	※保険関係 ※片保険理由 項 項 10	山 港労働局	qse2twus 饭官殿
う に し し	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	के मा माने की किया है। उन्हों की		15 7 N 1 1 3	4 3 4 0 4 1) - 45 hill simi s -	
ド む か えい	リを 株削す 一大保屋 テ	3 40	9 12.00		<u>40,90</u>	8
io Lij			9.00	T ČLÍ		l Lea
H	to the	3400	9 0.02		1	8 4.
力 旗	① 区 分	算定期間 令和 4 ②保険料算定基礎額の見込		・ら 令和5年3 率 ① 概算・ 増	月31日 まで 加概算保険料額(②×	(a)
■ブ 、	労働保険料	2.25	100	0 (1)	4942	8 項 21 円
保険料料	労災保険分	(1)	項 (ロ) 10005 22千円 3.00	(D) (D)	//022	万 第 円
た。一定の記念を表記	雇用保険分	(4)	項 (赤) 10005 26千円	(#)	3920	M. S.
T.		号(変更のある場合紀入) (適可象主の電話番号(項 28) 28) ※データ指示コード ※再入	変更のある場合記入)		項 切 29 延納の申請 前付回数	
4	※検揮有無区分 項 31	※質問対象区分 ※データ指示コード ※再入 (項 32 33 33 33 33 33 33 33 33 33 33 33 33	图 34			
	M - 11	· [4] 1 添	39,600	○②②②②の(□)欄の: ②申告済概算保険料	金額の前に「Y」記号を(相	すさないで下さい。
		A 1 1 1 2 0 0	il sesses (alabest o - l'a o	り増加長算保険料 (Qの(イ)-Q)	SH	
	k n	/308	11 14 1	\$000.A.809		
2	席全 イ 紫井保険料 原期 (Q3の イ + Q5+	(ロ 労働保険打火店舗) (ハ)不足額(金の	(ハ)) (二 今期労賃保険年	本	<u>0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 </u>	(A)
期	圆过 49.4	28 m m /30			pally (((((本)) - (((本))) 円 68 円 1	5080 × 11
別納	第一年間は保険料	$(\bigoplus \sigma \ 1 - \bigoplus \sigma \ \sigma)) \qquad ((f) - (1))$	4	9416		②保険関係成立 年月日
付額	第 00(イ)+(10)	円 円 マラ海保険料光治額(他のイー多のローをの(リ)) (フ) 格 3 河納付額(ル) ー ラ) 円 円	円 事業又 f 作業の利	前各号/	該当口心事業	② 事業廃止等理由 1 編計 2 委託 (3)需員 9 労働者なし (5) その他
	が入している <	7 労災保険②特揚事業(イ) 該当(ロ)該当		電話番号) –	2000
② 事	(イ)所在地	山形市深町1-1-45	(イ)住事 (生たの)		共産党山形界	問題
業	(口)名 称	日本共産党山形県	表団 業 (口)名	₩ 〒990)-2462 山形市深町 TEL 023 (644	1-1-45
5		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	主(ハ)に(法人の代表者		FAX 023 (64	

政務活動費の支出額

領収書等添付票 支出科目 整理番号 人件費 事業名、使途及び内容等 事務職員 給与7月分 振込手数料 110円 令和4年7月29日(金) 支出年月日 支出先 山形銀行 支出(領収事)の総額 247,910 円 政務活動費の支出額 43,384 円 活動年月日 (期間) 場所 面談の有無 (有りの場合は相手方) 別紙「業務のうち政務活動に関する覚書」による業務内容 特記事項 県議会に来庁しなかった7/1~7/8までを対象から外したため、14/20を乗した額を充 当した 領収書その他の証拠書類の添付欄 別紙 按分による支出がある場合の記載事項 按分の率 (-)按分による政務活動費の支出額 (-) 経費の一部に充当した支出の場合の記載事項

(43,384円)

(2022 年 7 月分)

7月29日

労 働 日		2	11	žį.		_	°O
労働 📴			_		睛		
所定時間外份	51				μħ		
本	-	2	4	¥	8	0	0
五	100		00		_		
家族丁	当	4		3	0	0	0
		_	Ш		-	_	
Δ			-	H			
		+			-		
1 2 16	4.5	-	H		-		
습	ŤIn	2	y	7	8	0	0
SE DE SE	12: 71	1.	1	3	9	5	6
介度体	除科						
對於生命			2	1	9	6	0
超 川 珠川	1000				d.	4	3
15 16 18	200	Ĭ.		5	2	0	0
(E 10	-\$i\$	T.	1	Z.	4	0	0
1			-				
H		+					
At Mr.	企	+		H	H		
1	- ¥F		5	3	2	5	9

渡辺ゆり

お支払い 手数利 ¥11() 35(予数3 ¥11() ¥194.741 お取引後の接高

お受取人 ご依頼人 ニホンキヨウサントウヤマカッタ <u>ケンキ"タ様</u> 電話番号 受付番号 0729025

⚠ 山形銀行

支出科目	整理番号
人件費	10

事業名、使途及び内容等

事務職員 社会保険料6月分

支出年月日 支出先 令和4年8月1日(月)

山形年金事務所

支出(領収書)の総額

72,696 円

政務活動費の支出額

6,269 円

活動年月日 (期間)

場所

面談の有無

(有りの場合は相手方)

特記事項

別紙「業務のうち政務活動に関する覚書」による業務内容 充当額の計算方法は、健康・厚生年金保険料額の1/2(事業所負担分 と子とも・子育て拠出金額の合計 (36,780円)を15/22×1/4で算出した。15/22は県議会に来庁しなかった6/22~6/30

までを対象から外したため

領収書その他の証拠書類の添付欄

別紙

按分による支出がある場合の記載事項

按分の率

(-)

按分による政務活動費の支出額 (-)

経費の一部に充当した支出の場合の記載事項

政務活動費の支出額

(6,269円)

保険料納入告知額·領収済額通知書

345

あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。

なお、納入告知書を指定の金融機関に送付しましたから、指定 振替日(納付期限)前日までに口座残高の確認をお願いします。

下記の金額を指定の金融機関から口座振替により 受領しました。



令和 4 年 8 月 19 日 歳入徴収官

| 日本年金機構 山形

| 日本年金機構

(裏面へつづく)

-

支出科目 整理番号 人件費 事業名、使途及び内容等 事務職員 給与8月分 振入手数料 110円 支出年月日 令和4年8月31日(水) 支出先 支出 (領収書) の総額 247,910 円 政務活動費の支出額 61,977 円 活動年月日 (期間) 場所 面談の有無 (有りの場合は相手方) 特記事項 別紙「業務のうち政務活動に関する覚書」による業務内容 領収書その他の証拠書類の添付欄 別紙 按分による支出がある場合の記載事項 按分の率 (1/4)按分による政務活動費の支出額 (61,977円) 経費の一部に充当した支出の場合の記載事項

(-)

政務活動費の支出額

(2022 年 8 月分)

穷	_	_		ii ii j	8_	,	3			2	日
-	100		[1]	_		_	_	時	_		分
肵	定時間	用外労		_	_		_	Ħģ	_	_	分
- 1	忠	本			2	¥	ų.	8	0	0	
文	1	時間外		L							
	家)	族手	<u></u>	ļ_			3	0	0	0	_
			_	-	L	L	-	-	Ц.	-	_
給				-	-		=		-	H	
				H	H	-	-	-	H	Н	-
袓	交	通	118	H	t	H		-			
	合		(d)	1	2	4.	7	8	0	0	
	使业	1 探!	支打	Т		-	_	9	177		
	111	更保工									
W.	DX.	作自	Û	Ī		2	1	9	6	0	
	hel 1	1 14 1	计计		ı		1	7	4	3	
额	195	for	€		ļ.		5	2	Q	0	
No. 14	fi	16	192,	-		1	I	×	0	0	
			-	1-	١.	111			L		
机	-				-				Ŋ	Ш	
	DI	払	1	+	H	H	H	-	H		
	17		al	-	1	5	3	12	5	9	
	瘾 引	支統			1	9	4	5	14	1)	L

で利用明細 新度ご利用ける サリケンこごでいます。 年月日 お取引時期 TR38をDTW 取扱番号度 U40831 13:45 11326 U148, 銀行番号 日産番号 お取引金額 手数利 ¥194,541 ¥11U お取引後の投高 5以2手数4 "加入手数料 4.40 ¥110



山形銀行

					 ~	—	 1.4	, ,
支出科	目	整理	番号					
人件費	/t-\^77	12		-			 	
争亲名、	使逐及	の内容等	Ť		 			
事務職員	夏季賞	与分						

振込手数料 110円

支出年月日 支出先

令和4年8月31日(水)

支出(領収書)の総額 政務活動費の支出額

240,110 円 56,844 円

活動年月日 (期間)

場所

面談の有無

(有りの場合は相手方)

特記事項

別紙「業務のうち政務活動に関する覚書」による業務内容

"(240,000+110)*125/132*1/4=56,844円。125/132は県議会に来庁しなかった

6/22~6/30までを対象から外したため、6月は15/22とし、1月~6月

(1+1+1++1+1+15/22)/6=125/132と算出"

領収書その他の証拠書類の添付欄

別紙

按分による支出がある場合の記載事項

按分の率

(-)

按分による政務活動費の支出額 (-)

経費の一部に充当した支出の場合の記載事項

政務活動費の支出額

(56,844 円)

年繁 月分) (2022

	V	_		= 1						_			
汐	働	日	数		빏	6) F	3	ا ' ا ر	j j /	20	,	П
-	债	時	111	1					ļ	序		_	分
	时机	114	劳制	3					Ĩ	诗			分
7	11:	4		彩						1		-	
Z I	元	14 48	141	113	2					1			
4	×	į,	T	ΔÌ	1	_	_		4	-			
	夏	李	党	5	-		2	×	0	0	0	0	
合							_		-	4	+		
		_	_	_	==		-	-	-		-		
紅	交		ď	7,	15		\vdash	-			٦	Ü	
-	文 合		NAS I	_	1		2	4	0	0	0	n	
		l le	Y E		-	_		1	-	9	_	_	
4		_	保育	_		-		Ť	1			Ī.	
掛	(6.	4			<u>^</u>			2	Ī	6	0	0	
		111	(4)	1	타				l	7	2	0	1
	102		$\widetilde{f}_{i,k}$		ij,			1	8	3	. 1	O	
除	1L		14		挺		-	A1	1			ŀ	
								4	1		ł	Ļ	-
额						-		1			-		-
	HI	_	払、		1	+	_	4	\perp	-	+		
_	1			_	ᆔ.	+	-	_	45	\neg		- 1	
	78.							-	9		3 6	_	
(4	7 7	(1)	共河	至	党	Ц	1	形	児	1 3	聂	Ē	

五版明四名	的數引金額	手数料
お支払い	¥195,404	¥110
3) 11	お取引後の残悪	1941年11日15
		¥110

お受取人 ご依頼人 ニホンキョウサントウヤマカ"タ なンキ"タ様

電話番号 受付番号 0831014

4. 山形銀行

			, .	
支出和	目	整理番号		
人件:		13		
事業名、	使途及	び内容等		
事務職員	社会保	険料7月分		

支出年月日 支出先

令和4年8月31日(水) 山形年金事務所

支出(領収書)の総額 政務活動費の支出額 72,696 円 6,436 円

活動年月日(期間)

場所

面談の有無

(有りの場合は相手方)

特記事項

別紙「業務のうち政務活動に関する覚書」による業務内容 充当額の計算方法は、健康・厚生年金保険料額の1/2(事業所負担分)と子ども・子育て拠出金額の合計 (36,780円)を1/4で算出した。 県議会に来庁しなかった7/1~7/8までを対象から外したため、14/20を乗じた額を充当した

領収書その他の証拠書類の添付欄

別紙

ナナンノノノファ	ース	中田が	ねス	旭人	の記載事項
1双777 / し	d (3)	- 又 ロコルー	ഗാവ	75	マノ 612 1122 1日半と見

按分の率 (-)

按分による政務活動費の支出額 (-)

経費の一部に充当した支出の場合の記載事項

政務活動費の支出額

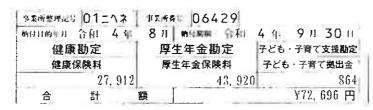
(6,436円)

345

あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。

なお、納入告知書を指定の金融機関に送付しましたから、指定 振替日(納付期限)前日まてに口座残高の確認をお願いします。

下記の金額を指定の金融機関から口座振替により 受領しました。



合和 4年 7月分保険料 miku 令和 4年 8月31日 厚生年金勘定 子ども・子育で支援勘定 健康勘定 厚生年金保険料 子ども・子育で拠出金 健康保険料 27, 912 43, 920 ¥72,696 円

合和 4 年 9 月 20 日

歲入徵収官

厚生労働省年金局事業管理課

/日本年金機構

| 山形|

990-2462 山形市 深町 1-1-45

日本共産党山形県議団

02/02 11088826

(裏面へつづく)

領収書等添付票 支出科目 整理番号 人件費 事業名、使途及び内容等 事務職員 給与9月分 振込手数料 110円 支出年月日 令和4年9月30日(金) 支出先 247,910 円 支出(領収書)の総額 政務活動費の支出額 61,977 円 活動年月日 (期間) 場所 面談の有無 (有りの場合は相手方) 特記事項 別紙、業務のうち政務活動に関する覚書による業務内容 領収書その他の証拠書類の添付欄 別紙 按分による支出がある場合の記載事項 按分による政務活動費の支出額 (61,977円) 按分の率 (1/4)経費の一部に充当した支出の場合の記載事項

(-)

政務活動費の支出額

(2022 年 9 月分)

9930B

労労			文 星	89	<u>.</u>	0	間		0	日 分
所	定時間	11外労(Ŋ				庤	:		分
			榆	2	K	¥	8	0	0	
支		诗刊外 族 手	100	+	- 1	2	0	0	٥	
	-	-					Ť	Ĭ		-
給										
П				1				L	Ц	
额	交	376	- 投	-			-			
	今	7144	W)	2	4	7	Q	'n	7	
	-	H 12 R		7	1		9			
	-	E 05 0	7		Ĺ		-		Ĭ	
19	1.4	生 华	15		2	1	9	6	0	
	51.1	i fil i	1 73			w			3	
100.	197	. 20	ĐX.			5			0	
17	fl.	16	Ð.	-	1	1	4	o	0	
de		-	-		-					-
抓	θÝ	払	金		İ			ľ		
	8		#		5	3	2	5	9	
	震 姐	友鉛	701	1	9		7	T		
الله	Latin Z.	卡産 :	\[\(\)	_	_	_	_	1	4	

22

お85万字 お支払い___ お取引金額 ¥194.541 手数料 ¥110 お取引後の残高 ¥110

お受取人 ご依頼人 ニホンキョウサントラヤマカッタ ケンキッタ様

山形銀行

領 収 書 等 添 付 票	
1	
	_
令和4年9月30日(金) 山形年金事務所	
72,696 円 9,195 円	
別紙「業務のうち政務活動に関する覚書」による業務内容 充当額の計算方法は、優康・厚生年金保険料額の1/2(事業所負担分)と子ども・子育て拠出金額の合計 (36,780円)を1/4で算出した。	基
別紙	
ı	
27.d4\frac{1}{27.75}	_
記収争垻	
・	
つ場合の記載事項	
	令和4年9月30日(金) 山形年金事務所 72,696 円 9,195 円 別紙「業務のうち政務活動に関する登書」による業務内容 充当額の計算方法は、6 康・厚生年金保険料額の1/2(事業所負担分)と子ども・子育で拠出金額の合計 (36,780円)を1/4で算出した。

政務活動費の支出額 (9,195円)

あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。

なお、納入告知書を指定の金融機関に送付しましたから、指定 振替日(納付期限)前日までに口座残高の確認をお願いします。

水生病学界立ち ロリニヘネ 「水泉市最多」 06429 MHIII的年月 令和 4年 9月 MHINN 令和 4年 10月 31日 健康勘定 厚生年金勘定 子ども 子育で支援勘定 健康保険料 厚生年金保険料 子ども・子育で拠出金 55, 824 87, 840 1.728 合 ¥145、392 円 4, 20 3 26 6 · 16/2 200

下記の金額を指定の金融機関から口座振替により 受領しました。

令和 4年 8月分	保険料加田分和	4年 9月30日
健康勘定	厚生年金勘定	子とも・子育で支援助定
健康保険料	厚生年金保険料	子とも・子質で製出金
27, 912	43, 92	
	9	¥72, 696 円

令和 4年 10月 20日

歲入徵収官

厚生労働省年金局事業管理課 / 日本年金機構

【山形

年金事務所

990-2462 山形山 深町 1-1-45 日本共産党山形県議団

02/02 11089157

(裏面へつづく)

(R4 渡辺 ゆり子)	Diet iller de bete bet 11
	領収書等添付票
支出科目 整理番号 人件費 23	_
事業名、使途及び内容等	
事務職員 給与10月分 振込手数料 110円	
支出年月日 支出先	令和4年10月31日(月)
支出(領収書)の総額 政務活動費の支出額	247,910 円 61,977 円
活動年月日(期間) 場所	
面談の有無 (有りの場合は相手方) 特記事項	別紙「業務のうち政務活動に関する覚書」による業務内容
領収まるの他の計物争類の活	/
領収書その他の証拠書類の添	<u>打机</u> 别紙
21	
佐八かとて土田がナッロへの	
接分による支出がある場合の 接分の率 (1/4)	記載事項 按分による政務活動費の支出額 (61,977円)

経費の一部に充当した支出の場合の記載事項

(-)

政務活動費の支出額

〔2022 年 / o 月分)



专用利日	被细来早
ZUMP	
1 /4 建	24
八叶真	24

事業名、使途及び内容等

事務職員 社会保険料(9月分・夏季賞与分)

支出年月日 支出先

令和4年10月31日(月) 山形年金事務所

支出(領収書)の総額 政務活動費の支出額

145,392 円 17,902 円

活動年月日 (期間)

場所

面談の有無

(有りの場合は相手方)

特記事項

別紙「業務のうち政務活動に関する覚書」による業務内容 領収書の総額には9月分 (①)と夏季賞与分(②)が含まれる。充当額の計算方法は、①9月分の社会保険料は、健康・厚生年金保険料額の1/2(事業所負担分)と子ども・子育て拠出金の額との合計 (36,780円)を1/4で算出した(9,195円)。②夏季賞与分については、健康・厚生年金保険料額の1/2(事業所負担分)と子ども・子育て拠出金の額との合計(36,780円)を1/4で算出した(9,195円)。さらに県議会に来庁しなかった6/22~6/30までを対象から外したため、7月~12月を(15/22+1+1+1+1+1)/6=125/132と算出した(8,707円) ①+②=17902円とした

領収書その他の証拠書類の添付欄

別紙

按分による支出がある場合の記載事項

按分の率

(-)

按分による政務活動費の支出額 (-)

経費の一部に充当した支出の場合の記載事項

政務活動費の支出額

(17,902円)

あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。

なお、納入告知書を指定の金融機関に送付しましたから、指定 振替日(納付期限)前日までに口座残高の確認をお願いします。

事業所襲理記号 01ニヘネ 納付日的年月 合和 4年	10月 納付期限 令和	4年11月30日		
健康勘定		子とも・子育て支援勘定		
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金		
27, 912	43. 920	864		
計		¥72, 696 F		

下記の金額を指定の金融機関から口座振替により 受領しました。

令和 4	年 5	月	分	保	険	料	領収日	介和	4 年 1	0月31日
	長勘定		1		厚:	生年	金勘	定		子育で支援勘定
健康保険料								子ども・子育て拠出金		
_	55	, 82	4				8	37, 840		1, 728
	<u>at</u>		*	Į_		O.F.			¥1	45, 392

令和 4年 11月 18日

歳入徴収官

厚生労働省年金局事業管理

/日本年金機構

(山形

|990-2462 山形市 深町 1-1-45

日本共產党山形県議団

02/02 11088996

(裏面へつづく)

(R4 渡辺 ゆり子) 支出科目 整理番号 25 人件費 事業名、使途及び内容等 事務職員 給与11月分 振込手数料 110円 支出年月日 令和4年11月30日(水) 支出先 支出(領収書)の総額 247,910 円 政務活動費の支出額 61,977 円 活動年月日 (期間) 場所 面談の有無 (有りの場合は相手方) 特記事項 別紙「業務のうち政務活動に関する覚書」による業務内容 領収書その他の証拠書類の添付欄

別紙

按分による支出がある場合の記載事項

按分の率

(1/4)

按分による政務活動費の支出額 (61,977円)

経費の一部に充当した支出の場合の記載事項

政務活動費の支出額

(-)

(2022 年 1/ 月分)

9'	463	E S	汝 】 其	ij	J .	7	Ŋ	,	Ų	H
勞		25-211C - 46	il i	11	/1	30	時			分分
ű.	-	外分	-	-	2		時			分
	措	本	給	12	4	4	8	0	oi	
اسو	所定	寺岡外	賃金		Ė					
支	限	族 手	当			3	0	0	0	
							lίΫ			
治						L		_		_
3 10					H	-	-	-	4	-
d#	交	通	1/2	-+-	H	-	-	-	Н	-
1	台	70	81	- -	11	77	Q	0	0	_
	信用	表 保证		140		3				
		-	瓦科		H	,	1		O	
旋	and the same	生 华			2	ī	9	6	0	
	/4 F	1 95 1				1	2	3	9	-
110-	न्त	10	76		Į,	5	1	3	0	_
137	14:	51	民		1	1	4	0	0	
				-	H	L	L	-		
Wi		17				-	-	Į.		-
	10	324	金計		1	5	1		-	
_	f)	inter 14.5	200	+		=		==	5	i -
_	歌引	支前	研		4	12	1	1	5	

ご利用明細

お受取人 ご依頼人 ニホンキヨウサントウヤマカッタ ケンキッタ機

電話番号 受付番号

1130017

山形銀行

(R4 渡辺 ゆり子)	領 収 書 等 添 付 票
支出科目整理番号人件費26事業名、使途及び内容等事務職員社会保険料10月分	
支出年月日 支出先	令和4年11月30日(水) 山形年金事務所
支出(領収書)の総額 政務活動費の支出額	72,696 円 9,195 円
活動年月日 (期間)場所	
面談の有無 (有りの場合は相手方) 特記事項	別紙「業務のうち政務活動に関する覚書」による業務内容 充当額の計算方法は、健康・厚生年金保険料額の1/2(事業所負担分)と子ども・子育て拠出金額の合計(36,780円)を1/4で算出した。
領収書その他の証拠書類の添	·付欄 别紙

按分による支出がある場合の記載事項・

按分の率 (-)

按分による政務活動費の支出額 (-)

経費の一部に充当した支出の場合の記載事項

政務活動費の支出額

(9,195円)

あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。

なお、納入告知書を指定の金融機関に送付しましたから、指定 振替日(納付期限)前日までに口座残高の確認をお願いします。

事業所整理記	01=	ヘネ	40	意听员	064	29			
納付目的年月	令和	4年	11	В	納付別限	令和	5 年	1 A	4 11
健康勘定				厚生年金勘定			子ども	· 子育で:	支援勘定
健康保険料			厚生年金保険料			子ども・子育て拠出金			
	27	7,912		_		43, 920			864
合	計		額					¥72, 6	696 円

下記の金額を指定の金融機関から口座振替により受領しました。

令和 4	年 10 /	1分保	険料 知XII 令和	4年11月30日
健身	勘定		厚生年金勘定	子ども・子育で支援勘定
健康	保険料		厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金
	27,	912	43, 92	0 864
合	計	額		¥72,696 円

令和 4年12月20日 歳入徴収官 同生常順信 同生常順信 同生常順信 同生常順信 同生常順信 同生常順信 日本年金機構 山形 年金事務所 990-2462 山形市 深町 1-1-45
日本共産党山形県議団 様

(裏面へつづく)

支出科目	整理番号
人件費	27
事業名、使途及	び内容等

事務職員 給与12月分 振込手数料 110円

支出年月日 支出先

令和4年12月28日(水)

支出(領収書)の総額 政務活動費の支出額

247,910 円 61,977 円

活動年月日 (期間)

場所

面談の有無

(有りの場合は相手方)

特記事項

別紙「業務のうち政務活動に関する覚書」による業務内容

領収書その他の証拠書類の添付欄

別紙

按分による支出がある場合の記載事項

按分の率 (1/4)

按分による政務活動費の支出額 (61,977円)

経費の一部に充当した支出の場合の記載事項

政務活動費の支出額

(-)

(2022 年 /2 月分)

労	働	E	数	皇	2	月月	3)	日日	_	20	П
労	働	貯	間		0.00	111		比			分
所	定時	明外先	衝					11=	Ē		分
	丛		î		2	4	4	8	0	0	
寸.	所定	時間外	人貸金								
	家	族三	= 当				3	0	0	0	
	_	-17									
給					Ц						
3				4							
額	交	10	費		-						
	合		81		2	tt	7	8	Ω		
	他是	全 保			_			9		-	_
		2 保				_	_	7	2	Ų.	_
ń		/1-	-			2	i	q	6	0	
	新井	14年	1				1	2	_		104
	所	die	Ė				5				
1	任	Ŗ	Đ			l.	L	4	0	0	
額			100				_			1	
-	前	弘	Û						L		
	命		n			5	3	6	8	5	
2	7	支援	84		1		200	1	K-S	0.01	

支出科目	整理番号
人件費	28

事業名、使途及び内容等

事務職員 冬季賞与分 振込手数料 110円

支出年月日 支出先

令和4年12月28日(水)

支出(領収書)の総額 政務活動費の支出額

240,110 円 57,026 円

活動年月日 (期間)

場所

面談の有無

(有りの場合は相手方)

特記事項

別紙「業務のうち政務活動に関する覚書」による業務内容

"240,110 * 1/4 * 19/20 = 57,026

19/20は7/1~7/8までを対象から外したため、7月は14/20とし、7月~12月を

(14/20+1+1+1+1-1)/6=19/20と算出"

領収書その他の証拠書類の添付欄

別紙

按分による支出がある場合の記載事項

按分の率

(-)

按分による政務活動費の支出額 (-)

経費の一部に充当した支出の場合の記載事項

政務活動費の支出額

(57,026 円)

(2022 年**冬** 月分)

労	12	Ē	1 %	4	7	1	31	H	i	12	H
37	#	1 #	4	5				Ħ			分
脐	Q.	更多	-29	2				g is	25		分
	14	- 2	2	詩							
女!	Mi	e No A	排件	R±							
	12	15	手	当							
	2	李	Ť	5	2	4	0	0	0	0	_
作		_			-	H					
1	_	-	_		-	H					-
ū.	炎	j	đ	10					ď		
	04			nit.	2	4	0	0	0	O	
	T	11	1-	1)			3				
	:055	40	e ^h lag	Little	1			١.		_ (_
-		4	. 2	-5		2	I				
			K I	1 5	1	-				0	-
1	1	=	2	-34		-	8	2	8	5	2
	性	-	-	116	-	11	÷	-			
. 1					+			-		+	
24. 4	317		10	12		Ī	Ī				Í.
	a			j.		4	5	4	0	1	
-	er d	1 4	瘀	ĐĘ.	1	19	620	1	T .	111	

 支出科目
 整理番号

 人件費
 31

事業名、使途及び内容等

事務職員 社会保険料11月分

支出年月日

令和5年1月4日(zx)

支出先

山半年金事務所

支出(領収書)の総額 政務活動費の支出額 72,696 円 9,195 円

活動年月日 (期間)

場所

面談の有無

(有りの場合は相手方)

特記事項

別紙「業務のうち政務活動に関する覚書」による業務内容 充当額の計算方法は、健

康・厚生年金保険料額の1/2(事業所負担分)と子ども・子育て拠出金額の合計

(36,780円)を1/4で算出した。

領収書その他の証拠書類の添付欄

別紙

按分による支出がある場合の記載事項

按分の率

(=)

按分による政務活動費の支出額 (-)

経費の一部に充当した支出の場合の記載事項

政務活動費の支出額

(9,195円)

保険料納入告知額·領収済額通知書

342

あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。

なお、納入告知書を指定の金融機関に送付しましたから、指定 振替日(納付期限)前日までに口座残高の確認をお願いします。

		W. C. Constant			
事業所整理記り	01ニヘネ	市東西音	06429		
納付目的年月	分和 4年	12 /	納(別別 今和	5 年	1 л 31 п
健康	勘定	厚	生年金勘定	子とも	子育で支援勘定
健康任	-	厚	生年金保険料	子ども	・子育で拠出金
	27, 912		43, 920	0	864
- 合	RH.	額		ż	¥72.696 円

下記の金額を指定の金融機関から口座振替により 受領しました。

会和 4年11月分	保険料解知令和	5年 1月 4日
舒惠勘定		子ども・子青て支援勘定
健康保険料	厚生年金保険料	子とも・子育て拠出金
27, 912	43, 920	864
	S	¥72,696 円

令和 5年 1月23日 歳入徴収官

/日本年金機構

山形

990-2462 山形市 深町 1-1-45 日本共産党山形県議団 02/02 11089119

(裏面へつづく)

支出科目 整理番号 人件費 32 事業名、使途及び内容等

事務職員 給与1月分 振込手数料 110円

支出年月日

令和5年1月31日(火)

支出先

支出(領収書)の総額 政務活動費の支出額

247,910 円 61,977 円

活動年月日 (期間)

場所

面談の有無

(有りの場合は相手方)

特記事項

別紙「業務のうち政務活動に関する覚書」による業務内容

領収書その他の証拠書類の添付欄

別紙

按分による支出がある場合の記載事項

按分の率

(1/4)

按分による政務活動費の支出額 (61,977円)

経費の一部に充当した支出の場合の記載事項

政務活動費の支出額

(-)

(2023 年 / 月分)

(条) (<u> </u>	31	<u> </u>	_						ė			۲	f		
労働時間 <td< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>ı</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></td<>											ı					
労働時間 時分分 財産時間外労働 時分分 基本給 244800 所定時間外賃金 3000 家族手当 3000 全族手当 3000 全族手当 247800 全族保険料 13956 水學區所得稅 1239 財務稅 5130 日月保稅 114000 新合計 53685 差引支給額 194155	二 労	働	日	3	数	日至		/ }		źι	日日		1	9	ų)	1
基本 A 2 4 8 0 0 下定時間外賃金 3 0 0 0 家族手当 3 0 0 0 総 空 合 費計 2 4 7 8 0 0 健康保険料 / 3 9 5 6 健康保験料 / 3 9 5 6 原用保険料 / 2 3 9 原用保験科 / 2 3 9 原住 税 1 1 4 0 0 額 5 3 6 8 5 差引支給額 / 9 4 / / 5	労	働	- 時	1	間										3	分
支 大 大 大 大 大 大 大 大 大	— 所:	定時	間外	労	1						瞒	Ê			3	分
R	\top	基	7.2	<u> </u>	ř	合		2	Ľ	K	8	C		2	_	
(本) (大) (\tau) (\tau	<u>.</u>	所定	時間	引外	賃	金		_		_			1	_		
合 計 2 4 7 8 0 0	~[家	族	手	<u> </u>	当				3	0	2	4	0		
 額 交 通 費								_	_	L	-	ļ	4	_	_	
合 計 2 4 7 8 0 0	給						_	-	<u> </u>	-	-	+	4		_	
合 計 2 4 7 8 0 0							_	_		\vdash	╀	+	-	-	-	
合 計 2 4 7 8 0 0 健康保険料 / 3 9 5 6 介護保険料 / 3 9 5 6	数百			`JE.		etts.	_	-	┞	+	╀	+	\dashv		-	
健康保険料 / 3 9 5 6 / 2 1 9 6 0 / 2 3 9 / 6 0 / 2 3 9 / 6 0 / 2 3 9 / 6 0 / 2 3 9 / 6 0	ти			进			-	-			, ,	+	_	_	+	_
介護保険料 21960 厚生年金 21960 雇用保険料 1239 所得税 5130 住民税 11400 額前払金 53685 差引支給額 194175			-	<i>I</i> CI	_		├	12	1	 -	_	7	_	_	Ţ	
理 生 年 金 2 1 9 6 0 雇用保険料 1 2 3 9 所 得 税 5 1 3 0 住 民 税 1 1 4 0 0 額 払 金 5 3 6 8 5 差引支給額 / 9 4 1 / 5				_	_		⊦	-	1	+3) '	7	<u> </u>	0	+	
展用保険料 / 2 3 9 所 得 税 5 1 3 0 住 民 税 1 1 4 0 0 0	- 1-7 t±	-		_		_	+	+	-			,	7		+	
所 得 税 5 1 3 0 住 民 税 1 1 4 0 0 0 M 位 民 税 1 1 4 0 0 M M M M M M M M M M M M M M M M M	坯	100	_	_	•	_	-	╁	12	1						
住民税 1 1 4 0 0 額 前払金 合計 53685 差引支給額 1 9 4 1 5		-	Ж				+	+	+	+	+			7	Т	
稲 前 払 金 合 計 53685 差引支給額 / 941/5	除	-	_	-	_	_	+	\dagger	+	-	_	\neg		Т	Т	
前 払 金 合 計 53685 差引支給額 / 941/5		TE		14	_	Vu	-	\dagger	+	-	+	_	-	1	7	
前 払 金 合 計 53685 差引支給額 / 941/5	400	-		-	-			\dagger	1	+	1			+	†	
合 計 53685 差引支給額 / 941/5	767	前		払		金		1	_	1	7					
差引支給額 / 941/5						計	Ü		1	5	3	6	3	1	5	
	H	1	_	-	—— 給	貊		1	7	П	_	1	1	1	П	
門常共產党山形県調灯			_	_	-	-	-]/ • T	-			1	Ĺ	1	Ź	I

ご利用明細



gG=

支出科目	整理番号
人件費	33

事業名、使途及び内容等

事務職員 社会保険料12月分

支出年月 日 支出先

令和5年1月31日(火)

山形年金事務所

支出(領収書)の総額

72,696 円

政務活動費の支出額

9.195 円

活動年月日 (期間)

場所

面談の有無

(有りの場合は相手方)

特記事項

別紙「業務のうち政務活動に関する覚書」による業務内容 充当額の計算方法は、健

康・厚生年金保険料額の1/2(事業所負担分)と子ども・子育て拠出金額の合計

(36,780円)を1/4で算出した。

領収書その他の証拠書類の添付欄

別紙

按分による支出がある場合の記載事項

按分の率

(-):

按分による政務活動費の支出額 (-)

経費の一部に充当した支出の場合の記載事項

政務活動費の支出額

(9,195円)

あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。

なお、納入告知書を指定の金融機関に送付しましたから、指定 振替日(納付期限)前日までに口座残高の確認をお願いします。

 下記の金額を指定の金融機関から口座振替により受領しました。

合和 4年 12 月分	保	険 料	MAX H	介和	5	91	1л	31 H
健康勘定		厚生年	F 金 勘	定	7.	۲ŧ٠	子育で	支援勘定
健康保険料		厚生年	金保隊	料	子	۲ŧ	· 子育"	て拠出金
27, 912				43, 920				864
合 計 情	頂	= 524			4		¥72,	696 円

 990-2462 山形市 深町 1-1-45 日本共産党山形県議団 様

(裏面へつづく)

.

 支出科目
 整理番号

 人件費
 34

事業名、使途及び内容等

事務職員 給与2月分 振込手数料 110円

支出年月 日 支出先

令和5年2月28日(火)

支出(領収書)の総額 2.

247,910 円 61,977 円

活動年月日 (期間)

政務活動費の支出額

場所

面談の有無

(有りの場合は相手方)

特記事項

別紙「業務のうち政務活動に関する覚書」による業務内容

領収書その他の証拠書類の添付欄

別紙

按分による支出がある場合の記載事項

按分の率

(1/4)

按分による政務活動費の支出額 (61,977円)

経費の一部に充当した支出の場合の記載事項

政務活動費の支出額

(-)

給料支払明細書(控) (2023年2月分)

労			日		-	皇	2	月	30			19	
労		Ď.	時							用			分
所	定	計間					,			用	F		分
	基		本		給		2	4	<u> </u>	8	0	0	
支	所							L		L			
-	家	放	€ .	手	当	┸			3	0	0	0	
								L	_				
給						\perp	L	_		L	L		
-						_	_	L					
post						_				_			
額	交		迊		費	L				L.			
	合				計		2	4	7	8	0	0	
	健	康	保	険	料			1	3	9	5	6	
	介	護	保	険	料								
控	厚	4	: :	年	金			2	١	9	6	0	
	凮	用	保	険	料				-		3		
除	所		得		税				5	1	3	0	
床	住		民		税			ì	Ī	4	0	0	
1						1							
額													
	前		払		金								
	合				計			5	3	6	8	5	
ء	盖号	13	艺术	合	A		1	9	4	1	1	5	
开茶	重名	44-	7	٧.	ارخ	Į,	7	i	اك ئۇ	¥	1.0		

05	月日 0228	明朝は下記の。 お待ち帰りくだ お取引限 13:5	AJ ALLA	326 #	取扱番号 0220
H H H H H H H H H H H H H H H H H H H	取引内容と払い	お取引	お取引金 *194 後の残高	115	手数1 子子子 5指以手角
					Y111
	•				
を文化		マ - ホンキョ	መ # •. t	▶様	

 支出科目
 整理番号

 人件費
 35

事業名、使途及び内容等

事務職員 社会保険料(1月分・冬季賞与分)

支出年月日

令和5年2月28日(火)

支出先

山形年金事務所

支出(領収書)の総額 政務活動費の支出額

145,392 円 17,930 円

活動年月日 (期間)

場所

面談の有無

(有りの場合は相手方)

特記事項

別紙「業務のうち政務活動に関する覚書」による業務内容 領収書の総額には1月分(①)と冬季賞与分(②)が含まれる。充当額の計算方法は、①1月分の社会保険料は健康・厚生年金保険料額の1/2(事業所負担分)と子ども・子育て拠出金の額との合計(36,780円)を1/4で算出した(9,195円)。②冬季賞与分については、健康・厚生年金保険料額の1/2(事業所負担分)と子ども・子育て拠出金の額との合計(36,780円)を1/4で算出した(9,195円) さらに県議会に来庁しなかった7/1~7/8までを対象から外したため、7月は14/20とし、7月~12月を(14/20+1+1+1+1+1)/6=19/20と算出し、0.105×10/02mm 2.785円

9,195×19/20=8,735円 ①+②=17,930円とした。

領収書その他の証拠書類の添付欄

別紙

接分による支出がある場合の記載事項

按分の率

(- 3)

按分による政務活動費の支出額 (-)

経費の一部に充当した支出の場合の記載事項

政務活動費の支出額

(17,930円)

保険料納入告知額·領収済額通知書

341

あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。_.

なお、納入告知書を指定の金融機関に送付しましたから、指定 『替日(納付期限)前日までに口座残高の確認をお願いします。

事業所整理記	# 01:	ニヘネ	事業所書	B 064	29				
的付目的年月	令和	5年	2月	前付原限		5 年	3月	31 B	
健康	數定		厚	生年金基	定	子とも		支援勘定	
健康	健康保険料			生年金保険	株	子ども・子育で拠出金			
27, 912					43, 920				
合	8+		9 1				¥72.	696円	

下記の金額を指定の金融機関から口座振替により 受領しました。

令和 5	年	1.	月	分	保	険	**	質权日	令和	5年	2月	28日
健月	勘定					厚	生年	F金数	定	-	_	支援勘定
健康	保険料			I		厚	生年	金保防	#			で拠出金
		55,	82	24					87, 840)		1, 728
合	計			4	Ę					3	†145.	392 F

令和 5年 3月 20日

入徴収官

呼生労働省年金局事業管理課

/ 日本年金機構 山形

年金事務所

990-2462 山形市 深町 1-1-45

日本共産党山形県議団

材

02/02 11089310

专用纲目	波田 亚旦
<u> </u>	上 连 生 田 万
1 / 小	26
八 十	J 30

事業名、使途及び内容等

事務職員 給与3月分 振込手数料 110円

支出年月日 支出先

令和5年3月31日(金)

支出(領収書)の総額 政務活動費の支出額

247,910 円 39,440 円

活動年月日 (期間)

場所

面談の有無

(有りの場合は相手方)

特記事項

別紙「業務のうち政務活動に関する覚書」による業務内容

県議会に来庁しなかった3/22~3/31までを対象から外したため、14/22日を乗じた額

を充当した

領収書その他の証拠書類の添付欄

別紙

按分による支出がある場合の記載事項

按分の率 (7/44)

按分による政務活動費の支出額 (39,440円)

経費の一部に充当した支出の場合の記載事項

政務活動費の支出額

(-)

給料支払明細書(控)

(20.23年3月分)

労	ŕ	助	日	娄	久	皇	3 3	月月	ا 3۱	日日		22	H
労	信	Đ	時	F	ij			1100		展	È		分
所	定即	寺間	外	労賃	ij					联	Ē		分
	基		本		給		2	4	4	8	0	0	
支	所?	定用	計間	外1	金鱼								
$\hat{}$	家	ħ	英	手	当				3	0	0	0	
給									L				
			_			L.			L	L			
de.								L.,	_	Ŀ			
額	交	_	通		費	L							
7	合	5			計		2	4	7	8	0	0	
	健	康	保	険	料			1	3	9	5	6	
Ĺ	介	護	保	険	料								
控	厚	4	=	年	金	j		2	ı	9	6	0	
	屈	用	保	険	料				1		3	9	
除	所		得	,	税		L		5	1	3	0	
肤	住		民		税	Ï		1	Į		0	I - I	
額													
	前		払		金								
	合				計			5	3	6	8	5	
喜	色弓	1 5	支 ;	給	額	Τ	1	9		7	7	5	
	合言				額		/	9	ų.	Ŀ	8		_

W.

支出科目	整理番号
人件費	37

事業名、使途及び内容等

事務職員 社会保険料2月分

支出年月日 支出先

令和5年3月31日(金)

山形年金事務所

支出(領収書)の総額

72,696 円

政務活動費の支出額

9,195 円

活動年月日 (期間)

場所

面談の有無

(有りの場合は相手方)

特記事項

別紙「業務のうち政務活動に関する覚書」による業務内容 充当額の計算方法は、健 康・厚生年金保険料額の1/2(事業所負担分)と子ども・子育て拠出金額の合計

(36,780円)を1/4で算出した。

領収書その他の証拠書類の添付欄

別紙

按分による支出がある場合の記載事項

按分の率

(-)

安分による政務活動費の支出額 (−)

経費の一部に充当した支出の場合の記載事項

政務活動費の支出額

(9,195円)

あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。

なお、納入告知書を指定の金融機関に送付しましたから、指定 振春日(納付期限)前日までに口座残高の確認をお願いします。

專業所整理記	ቱ 01 <u>-</u>	ヘネ	事業所書	9 064	29				
納付目的年月	令和	5年	3月	納付期限	令和	5 年	5月	1日	
健康	表勘定		厚组	年金萬	定	子とも	子育で	支援勘定	
健康	保険料		厚生	年金保障		子ども・子育で拠出:			
	28	320			43. 920			864	
合	計	額	Ę .				¥73.	104円	

下記の金額を指定の金融機関から口座振替により受領しました。

令和 5	年	2.	月	分	保	険	料	類权日	令	和	5年	-	3 月	3	1 B
健具	勘定					厚:	生年	F 金 L	定		子とも	· 7	育て	支担	数定
健康	保険料					厚约	生年	金保防	料		子ど	ξ · :	子育	で拠	出金
		27,	91	2					43.	920					864
合	āf			#	Đ			-				¥	72, 1	696	円

令和 5年 4月 19日

歲入徴収官

厚生労働省年金局事業管理課長

/ 日本年金機構

山形

金事務所

990-2462 山形市 深町 1-1-45

日本共産党山形県議団

02/02 11089397

(裏面へつづく)

,	領 収 書 等 添 付 票
支出科目 整理番号	7
人件費38事業名、使途及び内容等	
事務職員 社会保険料3月分	
支出年月日 支出先	令和5年5月1日(月) 山形年金事務所
支出 (領収書) の総額 政務活動費の支出額	72,696 円 5,851 円
活動年月日(期間) 場所	
面談の有無 (有りの場合は相手方) 特記事項	別紙「業務のうち政務活動に関する覚書」による業務内容 充当額の計算方法は、健康・厚生年金保険料額の1/2(事業所負担分)と子ども・子育て拠出金額の合計(36,984円)を1/4で算出した 県議会に来庁しなかった3/22~3/31までを対象から外したため、14/22日を乗じた額を充当した そのうち3月からの険料上昇分(32円)については計上しなかった
領収書その他の証拠書類の添	付欄 別紙
	が現場
	E .
Q	
按分による支出がある場合の	記載事項
按分の率 (一)	按分による政務活動費の支出額 (-)

経費の一部に充当した支出の場合の記載事項

政務活動費の支出額

(5,851円)

保険料納入告知額·領収済額通知書

341

あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。

なお、納入告知事を指定の金融機関に送付しましたから、指定 振替日(納付期限)前日までに口座残高の確認をお願いします。

事業所整理記号 ()1二へネ	事業所1	₽ \$ 06429					
納付目的年月 令和 5年	3月	納付期級 令和	5 年	5月	1 日		
健康勘定	厚	生年金勘定	728	・子育で	· 左接勘定		
健康保険料	厚	生年金保険料	子ども・子育で拠出会				
28, 320		43, 92	-		864		
合 計	額			¥73. 1	04 FF		

下記の金額を指定の金融機関から口座振替により 受領しました。

令和 5年 2月分	保険料質収日令和	5年 3月 31日
健康勘定		子ども・子育て支援勘定
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育で拠出金
27, 912	43, 920	864
	類	¥72, 696 円

令和 5年 4月 19日

歲入徵収官

厚生労働省年金局事業管理課

日本年金機構

山形

年金事務所

990-2462 山形市 深町 1-1-45

日本共産党山形県議団

太

02/02 11089397

(裏面へつづく)

1 2 3 4 5	त्र	摘	要	8	支 払	金額		お	預り	金額		楚	31	残	786	
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 05-0	5-01	101			,	73, 1		シヤカ・	(本ケン	ウェッショウ						
12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22																
22 23	H				2	野順によ C 1 ~ C O 2 で の 他は	6の8 とおい	時のは 表示し	\$ V		PEARS					